

第2期 しまね教育ビジョン21

基本理念

「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」

平成26年7月
島根県教育委員会

はじめに

県教育委員会は、平成16年3月に、平成16年度から平成25年度までの10年間を計画期間とする「しまね教育ビジョン21」を策定し、このビジョンに基づき、本県教育を推進してきました。

この間、国においては、教育基本法が平成18年12月に約60年ぶりに改正され、続いて、平成20年7月には教育振興基本計画(平成25年6月第2期計画)が閣議決定されました。

一方、本県の子どもたちの現状を見ると、学力の低下傾向、規範意識の希薄化、生活習慣の乱れなど様々な課題を抱えています。

こうした中、ビジョンの計画期間が最終年度を迎えることから、新たなビジョンの策定に向けて平成25年10月に県総合教育審議会に対し、「今後を見通した島根県の教育の在り方」について諮問しました。

同審議会では、有識者・関係者の意見聴取会や関係団体への書面調査を実施されるなど、6回にわたり幅広く多角的な見地から審議を重ねられ、平成26年3月に答申が取りまとめられました。

この答申においては、以下のとおり二つの重要なテーマが取り上げされました。

まず、1点目の「これからの中社会を生き抜くため、子どもたちに必要な力とは何か」というテーマに対しては、「向かっていく学力」「広がっていく社会力」「高まっていく人間力」という三つの力(島根の教育目標)で表現・整理されたところです。

また、2点目の「教育の成果が地域社会の活力とつながるためにどうすればよいか」というテーマに対しては、「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」というスローガン(基本理念)に思いが込められたところです。

県教育委員会は、この答申に込められた考え方や思いを受け止め、今後5年間の本県教育の基本理念や施策の方向性を示す「第2期しまね教育ビジョン21」を策定しました。

今後、この第2期ビジョンに基づき、県民の皆様のご理解とご協力を得ながら、学校・家庭・地域・行政が連携・協力し、県民一体となった施策の推進に努めてまいります。

結びに、この第2期ビジョンの策定にあたり、貴重なご提言をいただいた県総合教育審議会の委員の皆様や、ご意見をお寄せいただいた県民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成26年7月

島根県教育委員会教育長 藤原 孝行

目次

I	計画の策定について	1
II	第2期しまね教育ビジョン21の全体構造	3
III	基本理念	5
IV	島根の教育目標と重点目標	6
	1. 向かっていく学力	6
	(1) 学ぶ力・学んだ力	6
	(2) 情報活用力	8
	(3) 意欲・たくましさ	10
	2. 広がっていく社会力	11
	(1) 社会性	11
	(2) コミュニケーション力・国際性	12
	(3) 島根への愛着と理解	13
	3. 高まっていく人間力	15
	(1) 自尊心・思いやり・規範意識	15
	(2) 人権意識・生命の尊重	16
V	島根の教育目標を達成するための基盤	18
	1. 家庭・地域と連携した学校教育の展開	18
	(1) 発達の段階に応じた各学校種での教育展開	20
	(2) 基本的生活習慣の形成、健康・体力づくり	21
	(3) 家庭教育の役割	22
	(4) 信頼される学校づくり	23
	2. 社会教育の展開	25
VI	施策（具体的な事業や取組）	26
	1. 教育目標「向かっていく学力」関連	27
	1-(1) 学力の育成	27
	1-(2) ものづくり活動の推進	29
	1-(3) 情報教育の推進	30
	1-(4) 読書活動の推進	31
	2. 教育目標「広がっていく社会力」関連	33
	2-(1) 社会性の育成	33
	2-(2) コミュニケーション能力の育成	34
	2-(3) 国際理解教育の推進	35
	2-(4) ふるさと教育の推進	36
	2-(5) 学び直しや就労に向けての支援	37

3. 教育目標「高まっていく人間力」関連	38
3-(1) 心の教育の推進	38
3-(2) 「しまねのふるまい」の推進	39
3-(3) 人権教育の推進	40
3-(4) いじめ・不登校に対する取組の充実	41
3-(5) 文化活動の推進	43
4. 「教育目標を達成するための基盤」関連	44
4-(1) キャリア教育の推進	44
4-(2) 特別支援教育の推進	46
4-(3) 幼児教育の充実	48
4-(4) 離島・中山間地域の教育力の確保	49
4-(5) 私立学校への支援	50
4-(6) 「生きる力」を支える健康づくり	51
4-(7) 学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立	53
4-(8) 安全・安心な教育環境の整備	55
4-(9) 学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進	56
4-(10) 社会教育の振興	57
4-(11) 生涯・競技スポーツの推進	58
4-(12) 文化財の保存・継承と活用	60

【参考資料】（「島根県総合教育審議会」関連）

1. 質問文・質問理由	62
2. 答申文・答申にあたって	63
3. 島根県総合教育審議会委員名簿	64
4. 島根県総合教育審議会における審議等の経過概要	65

I 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

県教育委員会は、平成16年3月に、平成16年度から平成25年度までの10年間を計画期間とする「しまね教育ビジョン21（以下「ビジョン」という。）」を策定し、このビジョンに基づき、本県教育を推進してきました。

この間、国においては、子ども・学校・家庭・地域を取り巻く新たな課題に対応した新しい時代の教育理念を明示するため、教育基本法が平成18年12月に約60年ぶりに改正されました。続いて、平成20年7月には教育の基本的な方針や講ずべき施策を定めた教育振興基本計画（平成25年6月第2期計画）が閣議決定されました。

一方、本県の子どもたちの現状を見ると、学力の低下傾向が見られるのをはじめ、全国的な傾向と同じく学習意欲の低下、規範意識の希薄化、生活習慣の乱れ、いじめや不登校、特別な支援が必要な子どもの増加、体力の低下など様々な課題を抱えています。

こうした状況を踏まえ、今後の本県教育の基本理念や施策の方向性を示して、学校・家庭・地域・行政が連携し、県民が一体となって本県教育を進めていくため、「第2期しまね教育ビジョン21（以下「第2期ビジョン」という。）」を策定します。

2 計画の位置付け

第2期ビジョンは、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられるものです。

また、第2期ビジョンは、本県が策定する「島根総合発展計画」などの各計画との整合を図っています。

なお、第2期ビジョンは、高等教育（大学、短期大学等での教育）を除く学校教育、家庭教育、社会教育、スポーツ及び文化財に関する施策を計画の範囲とします。

3 計画の期間

第2期ビジョンの計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

4 計画推進の取組

第2期ビジョンを着実に推進するため、次の取組を行います。

(1) 教育に関わる多様な主体との連携・協力

第2期ビジョンを着実に推進するため、知事部局や市町村・市町村教育委員会等と連携・協力して、施策の実施に取り組みます。

また、学校・家庭・地域をはじめ、ボランティア・NPO・企業・各種団体などの多様な主体との連携・協力を図り、県民一体となった施策の推進に努めます。

この中でも、学校は、子どもの発達の段階に応じて、体系的かつ組織的な教育活動を行うことを通じて、子どもの知・徳・体の調和のとれた能力を育む役割があります。

家庭は、基本的な生活習慣、人に対する信頼感、他者への思いやりや善惡の判断などの基本的倫理観などを子どもが身に付ける上で重要な役割を担っています。

地域は、日常的に行われる地域の大人と子どもの触れ合いや、地域が有する自然、文化、歴史、伝統等を背景とする様々な体験の機会を提供することなどにより、子どもの社会性や規範意識などを養う役割を担っています。

引き続き、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚するとともに、相互に緊密に連携・協力を図るよう取組を進めています。

(2) 計画の周知と県民の意見の把握

教育関係者や保護者をはじめとする県民の理解を得るために、県教育委員会及び知事部局の広報媒体や各種会議等を活用して積極的に情報提供を行い、第2期ビジョンの周知を図ります。このうち、学校教職員に対しては、研修などを通じて周知徹底を図ります。

また、県の広聴制度や各種会議等を通じて県民の意見を的確に把握し、施策への反映を図ります。

(3) 計画の進捗状況の点検・評価と計画の見直し

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」や県の行政評価において、毎年、第2期ビジョンの施策の進捗状況を把握し、施策の効果や課題を検証します。あわせて、その結果を踏まえて、施策の見直しを図ります。

また、第2期ビジョンの計画期間中において、社会・経済情勢の大きな変化や国における教育制度の大幅な改正などが生じた場合は、必要に応じて適宜・適切に計画の内容を見直します。

Ⅱ 第2期しまね教育ビジョン21の全体構造

図1は、平成26年度から平成30年度までの5年間に島根県が推し進めようとする教育施策が何をねらいとして実施されるのかについて、できるだけわかりやすい体系の中に位置付けようとするものです。取組全体の目標や方向性を関係者全員が共有することによって、個々の施策が一人一人の子どもの確かな力となって実を結ぶように心がけて作成しました。

図の左端には**基本理念**として「島根を愛し　世界を志す　心豊かな人づくり」を掲げました。第2期ビジョンの根底にあるテーマを表現したスローガンです。

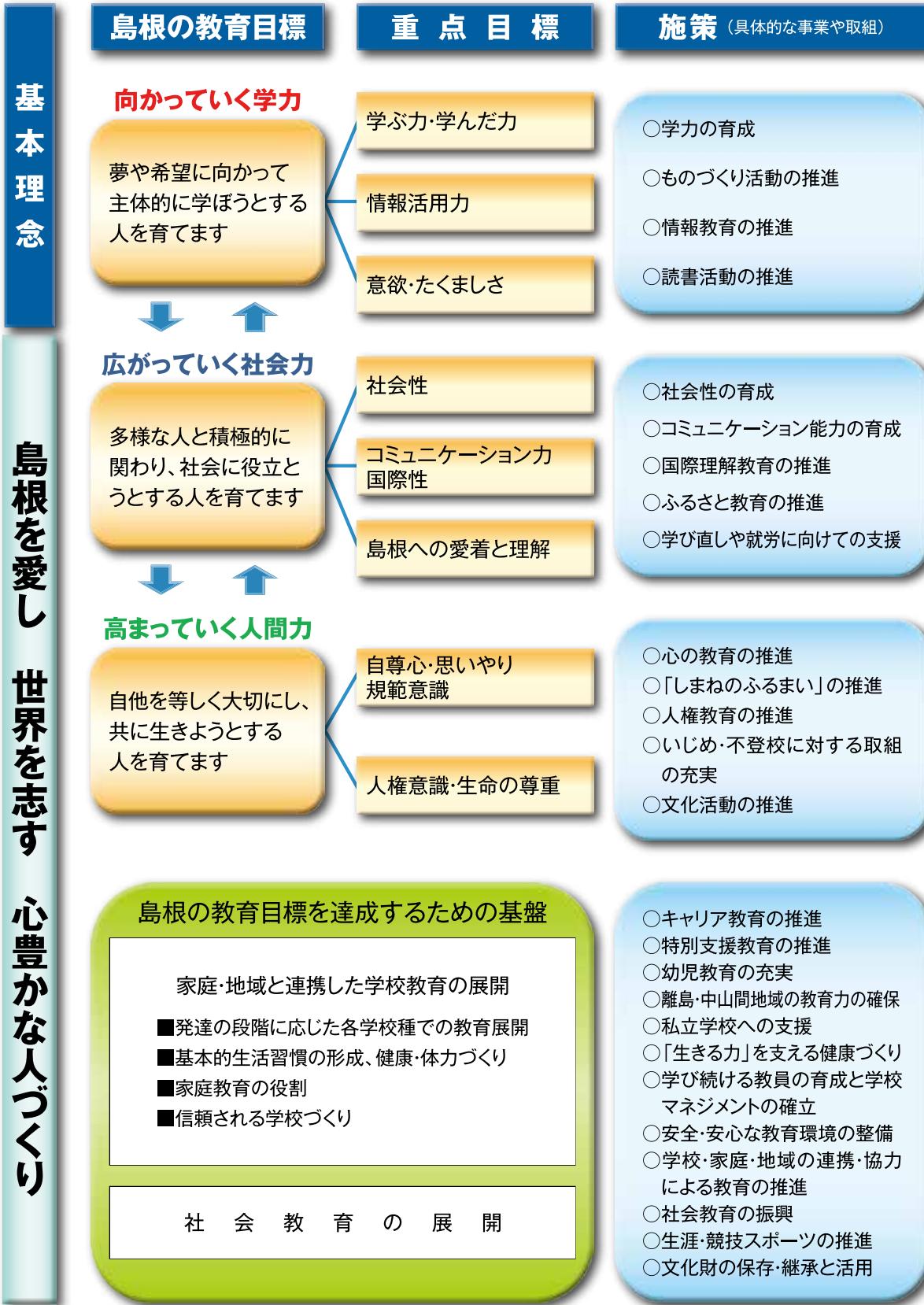
その右にある三つの**島根の教育目標**は、この5年間の取組を進めていく上での3本の柱となるものです。この世界の様々な事象・現象に旺盛な知的関心を向け、主体的に学び続けようとする「向かっていく学力」、身近な人々との温かな心の交流を基盤としながら、多様な他者との柔軟な交流や積極的な発信力へと展開する「広がっていく社会力」、生命への畏敬と自他を等しく大切に思う人権意識に根ざし、魅力ある人間として成長しようとする「高まっていく人間力」。これら三つは相互に関連性をもって展開していくべきものです。学力の向上は、社会力の広がりや人間力の高まりと結び付いたものでなければ、生きる力になりません。人間力が高まることによって、さらなる社会的な関係性の広がりが生まれ、より積極的な学びの世界に向かっていこうとする姿勢が育まれます。

これら三つの島根の教育目標は、各々、その右側にある複数の**重点目標**と関係付けられています。これらは各教育目標を構成する要素であり、教育目標を達成するために具体的に育てていかなければならない能力や態度などを示すものです。これらの重点目標は、そのさらに右側に示された**施策(具体的な事業や取組)**と1対1に結び付くものではありません。施策は、むしろ三つの教育目標との関連において大ぐくにグルーピングされています。実際には複数の施策(具体的な事業や取組)の実施が、複数の重点目標を共有し、相互に有機的に関連することによって、「学力」「社会力」「人間力」という大きな教育目標の達成にアプローチしていくことになります。

図の最下段には三つの柱の**基盤**となるものを示しました。その一つは学校教育を家庭や地域との連携の中で、また異なる学校種間の連携の中で進めていくことに関わる内容です。もう一つは、社会教育の展開に関わる内容です。右側には基盤に関連した施策をまとめて示しました。この施策については、基盤として全体を支える取組や島根の教育目標のいずれにも関わる取組などを位置付けています。

なお、この基盤や三つの島根の教育目標が、就学前の段階から小学校・中学校・高等学校へとどのように体系的に展開されていくかについては、より詳細な見取図を図3として示しています(19ページ)。

第2期しまね教育ビジョン21の全体構造



Ⅲ 基本理念

「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」

科学技術の進歩や国際化・情報化の進展、少子化の進行、価値観やライフスタイルの多様化など、社会の急激な変化に伴い、先の見通せない厳しい状況が予想されます。

このような時代を生き抜くためには、島根や身近な地域など、ふるさとの自然・歴史・文化・伝統などに対する愛着や誇り、理解を土台に据えることが大切だと考えます。

そして、そのような土台の上で、日本や世界を見渡す広い視野を持ち、そうした広い世界全体と自分との関係を意識しながら、高い目標、困難な課題、未知の領域等々の意味を含んだ「世界」に挑戦しようとする意志を持ち、夢や希望・目標に向かって意欲的に進んでいくとともに、社会に能動的に関わる態度や貢献する心を持つことが大事だと考えます。

また、一方で、そうした時代への対応とともに、他人を思いやる心や美しいものに感動する心、生命を尊重する心などの豊かな心は、いかなる時代であっても身に付けることが重要です。

基本理念に込められた意味を、学校・家庭・地域・行政など、教育に関わるすべての人が共有し、相互に連携しながら取り組んでいきたいと考えます。

IV 島根の教育目標と重点目標

1. 向かっていく学力

【島根の教育目標】

夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てます

【重点目標】

- (1) 学ぶ力・学んだ力
- (2) 情報活用力
- (3) 意欲・たくましさ

地域社会での豊かな体験、多様な人々との出会いや交流を通して、子どもたちは自らの学びの目標を抱くことができます。こうした夢や希望の実現に向かって、知識や技能だけではなく、学習意欲や知的好奇心など生涯にわたり学習する基盤が培われ、それを高め続けようと自らの意志で行動できる人を育てたいと考えます。

そのためには、特に、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育んだり、情報を収集・分析・整理・活用する力を身に付けさせたり、主体的に学習に取り組む態度やあきらめないとくましさを養ったりすることが必要です。

学力、社会力、人間力の間で、まず人間力を土台に社会力・学力があり、学力、社会力が育つことにより、また人間力も高まっていくという好循環の関係をつくることが重要です。

(1) 学ぶ力・学んだ力

〔基本的な考え方〕

国際化、情報化の急激な進展により、私たちを取り巻く社会の環境は、ますます流動化・複雑化し、その変化のスピードも大変速くなっています。このように激動する社会を生きるために、これまでの狭義の学力(知識・技能)だけに頼ることはできません。

様々な状況変化に的確な対応がとれるよう、「知識、技能」と「思考力、判断力、表現力、問題発見・解決力など」のいわゆる「学んだ力」に加え、「学習意欲、知的好奇心、学習計画力など」のいわゆる「学ぶ力」の双方を身に付ける必要があります。(図2参照)

知識や技能などを身に付けたり、それらを活用したりする「学んだ力」を高めていくためには、その支えとなる、主体的に学ぼうとしたり、向上しようとしたりする「学ぶ力」を育むことが大切です。

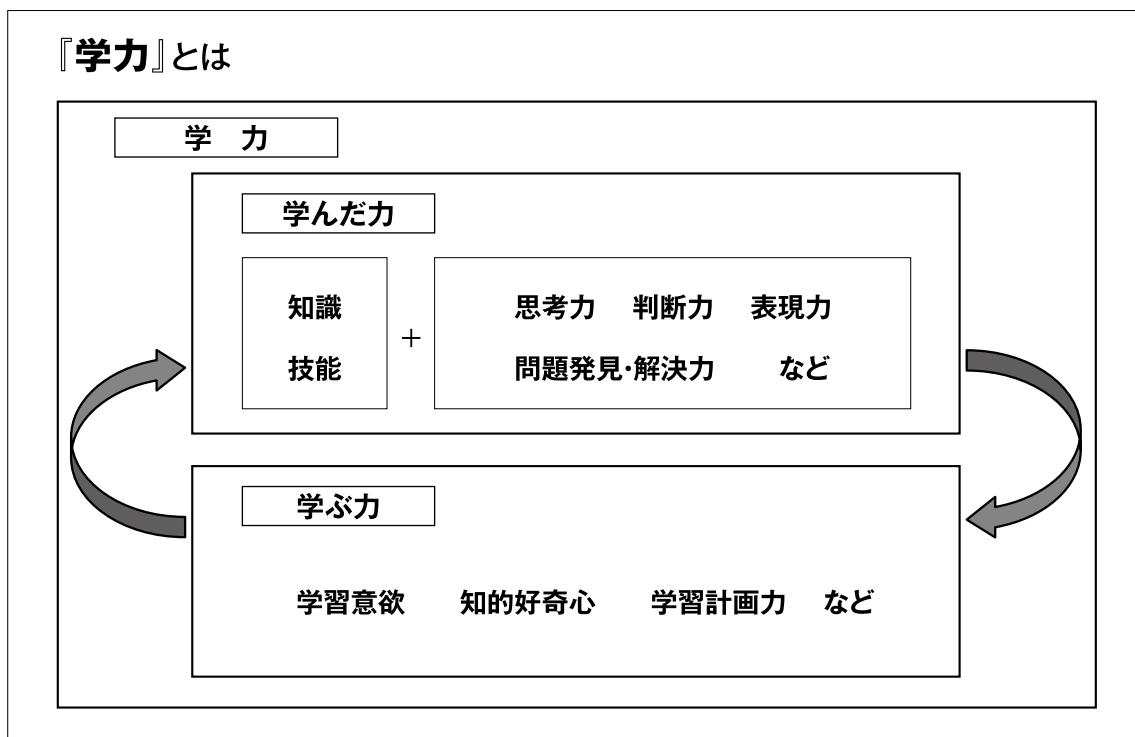
「学ぶ力」は生涯にわたって主体的に学び続けようとする原動力となるものであり、「学ぶ力」を育むことで「学んだ力」を向上させ、それが新たなステージの「学ぶ力」を生むという好循環を確立することが重要です。

これらの「学んだ力」と「学ぶ力」を「学力」と定義付け、就学前から高等学校までの段階を一貫した方針により、系統的に学力の育成を図っていく必要があります。

また、この「学力」はすべての子どもが大切にされる教室での学びによって保障されることが必要です。

さらに、学力の育成は、学校だけで実現するものではなく、基本的生活習慣の改善を図る中で、家庭学習の習慣化を進めるなど、家庭の役割も大きいと考えます。

図2



〔島根県の現状〕

- 「平成25年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)」の結果によると、
 - ・「学んだ力」の課題…小学校の国語・算数、中学校の数学について、全国平均と比較して、知識を問うA問題、活用を問うB問題ともに正答率が低く、正答率の分布において中位層が多く上位層が少ない状況。また、小学校においてその傾向がより顕著。
 - ・「学ぶ力」の課題…家庭での学習時間が短く、自主的・計画的に学習に取り組む意欲や態度に課題がある状況。
- 学ぶことの意義や学びと進路とのつながりの理解不足などにより、学習意欲が低い状況。

〔今後の方向性〕

- 図2で示された学力観を、学校・家庭・地域で共有し、教職員・子どもたち・保護者が共通認識を持って行動するようにします。
- 小学校段階から、学力の基盤となる言語に関する能力をはじめとした基礎・基本の定着を図ります。

- 学校における学力育成策の立案にあたっては、計画、実行だけでなく、その前後の学力調査結果などのデータ分析や検証まで含めたPDCAサイクル^{(*)1}となるようにし、授業の改善に取り組みます。
- 教員の指導力向上のための指導と研修を抜本的に見直し、効果測定を必ず行うなどPDCAサイクルを確立します。
- 家庭に対して積極的に情報提供し、情報の共有と理解を得ながら、基本的生活習慣の定着や家庭学習の習慣化を図ります。
- 安心して学べる学校、学級を実現するための学校のマネジメント力を高めます。

(2) 情報活用力

〔基本的な考え方〕

ICT^{(*)2}機器やネットワークの進歩により、私たちは情報の入手・発信が容易にできるようになり、従来では考えられなかつたような新しいビジネスモデルが誕生するなど、様々な可能性が大きく広がりました。とりわけ本県のような地方においても、地理的条件に左右されることなく世界とつながった教育活動の展開が可能となりました。一方では、氾濫する情報の真偽を判断できず、誤った決断をしたり、犯罪に巻き込まれたりするケースも増えています。

「光」と「影」の部分がある情報化社会においては、「影」の部分を正しく認識した上で、上手に情報を活用する能力が必要と考えます。

必要な情報を主体的に収集・判断・処理・編集・創造・表現し、発信・伝達できる能力などの情報活用能力の育成は、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの学力の育成と深く関わっています。

一方、生活習慣や健康に及ぼす悪影響、人権侵害、個人情報の流出、犯罪の危険性などの課題を教職員・子どもたち・保護者が理解し、小学校段階から歩調を合わせて対応する必要があります。

〔島根県の現状〕

- 学校における校内LAN^{(*)3}やパソコンの整備率などは全国平均と同等であり、電子黒板^{(*)4}、デジタル教科書^{(*)5}などは全国平均より低い状況。また、教員のICT活用能力はすべての項目

*1 PDCAサイクル

Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)の4段階を繰り返し、サイクルを向上させることによって継続的に業務を改善する手法。

*2 ICT

Information and Communication Technologyの略。コンピュータやインターネット等の情報通信技術のこと。

*3 校内LAN

Local Area Networkの略。学校の中のパソコンやプリンタ等を接続し、データ通信を行うネットワークのこと。

*4 電子黒板

パソコンの画面を映し出し、タッチパネルで操作したり、専用のペンなどで画面に直接書き込んだり、書き込んだ内容を学習記録として保存したりできる機能などを有する表示装置。

*5 デジタル教科書

デジタル機器や情報端末向けの教材のうち、既存の教科書の内容と、それを閲覧するためのソフトウェアに加え、編集、移動、追加、削除などの基本機能を備えるもの。

で全国平均を下回る状況。(「平成24年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)」)

- スマートフォン・携帯電話の所有率は、中学生男子23%、同女子35%、高校生男子92%、同女子96%で、1日1時間以上使用している割合は、中学生52%、高校生65%。電子メディアとの接触が子どもたちの生活習慣や健康に与える影響が懸念される状況。(平成25年度県教育委員会調べ)
- ネットパトロール^{(*)6}によると、平成25年度半年間で2,700件あまりの問題のある投稿を認知。その内94%が高校に関する事案。(平成25年度県教育委員会調べ)

〔今後の方向性〕

- 学校図書館を活用した調べ学習やICT機器を活用した授業等を通して、情報を活用する力を育みます。また、インターネット等を積極的に活用し、全世界とつながり、国内外の多様な人々との交流を図る学校活動を展開します。
- 学校の情報化の基盤となる教員の情報リテラシー^{(*)7}、授業等でICT機器を効果的に活用する能力の向上を図る取組を進めます。
- 情報化の弊害の部分について、学校、家庭や警察などの関係機関が連携し、小学校の早い段階から子どもたちに対して危険性の周知や情報モラル^{(*)8}の育成に取り組むとともに、保護者への啓発などを行います。

〔具体例〕

- ・インターネットの利用が健康や生活習慣に与える影響を認識する必要があること。
 - ・個人情報が悪用されないように自己管理する必要があること。
 - ・情報発信に伴って他者の人権を侵害することがないよう配慮する必要があること。
 - ・インターネットを介したコミュニケーションの特性を理解する必要があること。
- インターネット上の掲示板、SNS^{(*)9}等における誹謗中傷やいじめ等の課題に対応するため、引き続きネットパトロールを行います。

*6 ネットパトロール

インターネット上のいじめや誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るために、早期発見・早期対応の観点からサイト等の検索・監視を行う取組。

*7 情報リテラシー

情報を十分に使いこなせる能力。大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。

*8 情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどのICT機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどが含まれる。

*9 SNS

Social Networking Serviceの略。インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、趣味などを同じくする個人同士のコミュニティの形成を支援するサービスのこと。

(3) 意欲・たくましさ

〔基本的な考え方〕

人が主体的、能動的に行動する上では、進んで何かをしようと思う意欲を持つことが不可欠です。

若年者の早期離職や未就労の発生、子どもたちの目的意識や学ぶ意欲の希薄化が言われている中、学ぶことと生きていくこと(働くこと)を関連付け、学ぶ目的を意識することを通して、学ぶ意欲を高めることが重要です。

また、急激に変化し、価値観が多様化する社会を生きていくためには、予期しなかった問題に直面しても自分で考え、行動することや、失敗や挫折を乗り越えようとするたくましさが求められます。

学校における日常的な教育活動や、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動等を通して、子どもたちが社会における自らの役割、将来の生き方や働き方などについて考えることで、学ぶことに対する意欲や目標に向かって最後までやり遂げようとするたくましさを育むことが必要です。

〔島根県の現状〕

- 「平成25年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)」の結果によると、全国平均と比較して、
 - ・「難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している」と回答する割合は、小学6年生は全国平均と同程度であり、中学3年生は全国平均より高い状況。
 - ・「ものごとを最後までやり遂げてうれしかったことがある」と回答する割合は、小学6年生は全国平均と同程度であり、中学3年生は全国平均より高い状況。
- 学ぶことの意義や学びと進路とのつながりの理解不足などにより、学習意欲が低い状況。

〔今後の方向性〕

- 学校の教育活動全体を通して、いわゆるキャリア教育^(*10)の視点を取り入れ、学ぶことと生きていくこと(働くこと)の関連性を認識させ、学びの意欲を高めます。
- 多様な体験活動等を通して、失敗を恐れずに進んで物事に挑戦しようとする気概を育みます。
- 新たな課題やより高度な課題を設定し、設定した目標の達成感を養う体験等を通して、困難に立ち向かい、最後まで粘り強くやり遂げようとする力を育みます。
- 読書活動や文化活動を通して、知的好奇心や探求心を培い、主体的に知的関心を持って学び続けようとする力を育みます。

*10 キャリア教育

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月31日)の中で、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるこを通じて、キャリア発達(社会の中で自分の役割を果しながら、自分らしい生き方を実現していく過程)を促す教育」と定義されている。

2. 広がっていく社会力

【島根の教育目標】

多様な人と積極的に関わり、社会に役立とうとする人を育てます

【重点目標】

(1) 社会性

(2) コミュニケーション力・国際性

(3) 島根への愛着と理解

一人一人が、個人の能力や意識を高めることはもとより、他者や他の世界と接触し、刺激し合いながら、より良い影響や相互作用を起こして社会は発展していきます。そのため、人と関わる機会をできるだけ多く捉えて能動的に働きかける態度を持ち、社会に貢献する人を育てたいと考えます。

そのためには、特に、多様な人々と共に目標に向けて協力する力、相手の意見を丁寧に聴くとともに自分の意見をわかりやすく伝える力、自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力を育むことが必要となります。

社会と関わることで学びの意欲が生じ、学びを生かして社会に役立とうとする、社会力と学力の好循環の関係をつくることが重要です。

(1) 社会性

〔基本的な考え方〕

国際化、情報化の急速な進展や雇用の流動化など、多様で激しく変動する現代社会を生きていくために、時代の動き、社会の動きに積極的に目を向け、他者に対して適切に対応しながら、集団の中で協調的に行動することができる力、いわゆる社会性がますます求められています。

また、人間は社会との関わりなくして生きていくことはできません。より良い社会を主体的に形成していくための意欲や実践力も求められています。

社会性を育むためには、様々な実体験を積み重ね、経験の中から良好な人間関係の形成の仕方を学んでいくことが重要です。特に、学校においては、授業、学校行事、部活動などの日常的な集団活動を通して、他者と関わり、切磋琢磨し、自分の役割を自覚するなど、集団や社会の一員として必要な能力や態度を身に付けることが必要です。

現代社会は、人間関係が希薄化し、SNSなどを利用した互いの顔が見えない、実体の伴わない交流が増える一方、互いが力を合わせて、何かを成し遂げるような実体験あるいは地域の人々との交流、世代を超えた交流などは減少しています。

そのような状況の中、学校が、集団生活を通して子どもたちが社会に出ていくために必要な能力や態度を培う、社会的自立の準備の場としての役割を担うとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら連携して社会性を育んでいくことの重要性が増しています。

〔島根県の現状〕

- 「平成25年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)」の結果によると、全国平均と比較して、「住んでいる地域の行事に参加する」と回答する割合や、「近所の人に会った時にあいさつする」と回答する割合が高い状況。
- 東日本大震災を契機に、人と人とのつながりが強く意識されるようになり、ボランティアへの参加などの社会貢献に対する意識が高まっている状況。
- 少人数、同年齢、室内での遊びが増加し、多人数、異年齢、屋外での遊びが減少。
- 人間関係の範囲が狭く、相手の立場を想像したり、他人と協力したりする経験が不足。
- 集団での活動の減少、個人で行動する機会の増加など、生活様式や行動様式の変化により、自己中心的な行動が増加傾向。
- SNSなどインターネット上における直接顔の見えない交流が増加。

〔今後の方向性〕

- 学校教育、社会教育において、子どもたちに大人や異年齢の子どもたちとの交流、集団宿泊体験活動など、人と人との関わりを主眼とした活動を多く経験させ、人間関係を構築する力を育みます。
- ボランティア活動や地域との協働による体験活動を通して、子どもたちの自己有用感の育成に取り組みます。
- 家庭において、様々な体験活動に子どもたちがチャレンジすることを後押しするため、そのような体験活動を積むことの有益性について家庭に啓発します。
- 引き続き、あいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的なふるまいの定着を図る「ふるまい推進事業^(*)11)」を進めるとともに、県民への浸透を図ります。

(2) コミュニケーション力・国際性

〔基本的な考え方〕

社会生活を営む人間が良好な人間関係を構築するためには、言語や身振りなどによって考え方や感情などを互いに伝え合う力が不可欠です。

さらに、国際化の進展に伴い、基本的な意思を伝え合う力に加えて、自分たちとは異なる歴史や文化に立脚する人々と意見を交え、より良い形で課題を解決する能力も求められ、コミュニケーション力の重要性は一層高まっています。

また、多様な価値観が存在する国際化した社会に対応するためには、その基盤として日本人としてのアイデンティティが強く求められています。

*11 ふるまい推進事業

平成22年度から、島根県教育委員会が、社会人として身に付けておくべき「礼儀、作法、挨拶、しげさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動、生活動作、思いやり」などを「ふるまい」と総称し、学校・家庭・地域と連携・協力して、乳幼児から大人まで県民全體が「ふるまい」を身に付け、自立して生きる力や人と共に生きる力を育成することを目指して展開している事業。

〔島根県の現状〕

- 「平成25年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)」の結果によると、全国平均と比較して、
 - ・「友達に伝えたいことをうまく伝えることができる」と回答する割合が高い状況。しかし、その一方で、小学6年生で約2割、中学3年生で約3割の子どもがうまく伝えることができないと回答している状況。
 - ・「外国人の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたい」と回答する割合が低い状況。小学6年生で約3割、中学3年生で約4割の子どもがそのように思わないと回答している状況。
- 外国人と直接コミュニケーションを図る機会は都会地と比較すると少ないが、経済活動の分野を中心に国際化を無視できない状況。

〔今後の方向性〕

- 小学校段階から、言語に対する関心や理解を深め、子どもたちの言語活動の充実を図ります。
- 学校における授業や様々な活動での集団において、対話やディスカッション、身体表現等を取り入れることを通して、人間関係やチームワークを形成したり、合意形成・課題解決したりする力を育みます。
- 住んでいる地域や本県が日本や世界とどのように結び付いているのかを理解し、地域や本県の課題を幅広い視野から考える力を育む授業の工夫・改善を図ります。
- 小学校では、世界の様々な人々や異文化に対する理解を外国語活動などを通して育み、中・高等学校では、英語で思いや考えを伝え合うことができるようになるなど、小学校から高等学校まで一貫した考え方で国際化に対応できる基礎的な言語能力を育成します。
- 今後検討される早期(小学校中学年)の英語教育実施に対応するため、的確な準備を行います。

(3) 島根への愛着と理解

〔基本的な考え方〕

我が国が継続的に発展していくためには、本県のような地方の存在が必要不可欠です。本県の美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、学校教育に協力的な地域の人材などの恵まれた教育資源を積極的に活用し、地域を支える次世代を育成することが強く求められています。

また、国際化が進展する中で、身近な地域や島根に対する愛着と理解を深めることは、自らのよって立つよりどころを意識することにもつながると考えられます。世界や我が国の状況を全体像として捉えた上で、身近な地域・島根と世界や我が国との関係を意識するという広い視野を育むことも必要です。

〔島根県の現状〕

- 少子高齢化が進行する中で、島根の将来を担い、地域社会を活性化し、その発展に寄与する人材の確保が懸念される状況。
- 近年、進学・就職に伴い高校卒業後3,500人程度が県外に流出している状況。
- 小・中学校のふるさと教育において、年間12,000人を超える地域の方々が関わっており、地域においてふるさと教育を進めるまでの知見や経験が蓄積されている状況。
- 学校教育において、医療人材育成など地域の課題に対応した施策が始動。
- 社会教育において、地域課題に対応した学習や課題解決に向けた実践が始動。

〔今後の方向性〕

- 小・中学校で取り組んできたふるさと教育を、就学前から高等学校までの一貫性のある取組に発展させ、発達の段階に応じて子どもたちが学校の学びと地域や社会との接点を意識できるよう、ふるさと教育の充実を図ります。
- ふるさと教育を行うにあたって、身近な地域・島根と世界や我が国との関連性を意識した取組を推進します。
- 職場・企業見学、職場体験等、地域との協働による体験活動を通して、将来、地域で活動しようとする意欲を喚起します。
- 引き続き、学校教育において、医療人材等の地域の担い手育成など地域の課題に対応した取組の充実を図ります。
- 引き続き、社会教育において、地域課題に対応した学習や課題解決に向けた取組の充実を図るとともに、青年層の参加を促進する取組を実施します。

3. 高まっていく人間力

【島根の教育目標】

自他を等しく大切にし、共に生きようとする人を育てます

【重点目標】

(1) 自尊心・思いやり・規範意識

(2) 人権意識・生命の尊重

自分の存在を肯定的に捉え、自分を大切にし、自分の考えや言動に自信を持つことが大切です。その上で、他者に対しても、自分と同じように、その人が持つ自尊感情を尊重して接することができ、互いに支え合って生きていこうとする人を育てたいと考えます。

そのためには、特に、そうした自尊心や他人を思いやる心を育むとともに、公共心、道徳や倫理などを守ろうとする規範意識、他者を尊重し切磋琢磨しながらお互いを高め合う力などの対人関係力を身に付けたり、人として生きていく根幹として、自他の人権を尊重する人権意識や、生命に対する畏敬の念を培ったりすることが大切です。

学力や社会力がバランス良く高まることによって、人間力も高まっていきます。一方、基礎的な人間力が高まることによって、学力や社会力も伸びていきます。

(1) 自尊心・思いやり・規範意識

〔基本的な考え方〕

人は様々な人間関係や集団の中で、力を合わせたり、時にはぶつかったりするなどの実体験を通して、相手を思いやる心やルールを守ることの大切さを学ぶとともに、その中で自分の役割を果たし、互いに認め合うことで自分への信頼感や自信を持つことができます。

しかし、家族形態の変化や地域社会のつながりの希薄化等により、子どもたちにとって地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流が減少している状況です。

そうした状況を踏まえると、学校・家庭・地域の中で大切にされている実感の積み重ねを通して、子どもたちの豊かな心を育むことの重要さが一層増しています。

〔島根県の現状〕

○「平成25年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)」の結果によると、全国平均と比較して、

・「一人一人の人間には考え方や性格などに違いがあるということを大切にしている」と回答する割合が高い状況。

・「近所の人に会った時にあいさつする」と回答する割合や「友達との約束を守っている」と回答する割合が高い状況。

・「自分にはよいところがあると思う」と回答する割合が高い状況。しかし、その一方で、小学6

年生で約2割、中学3年生で約3割の子どもが自分にはよいところがあると思わないと回答している状況。

- 東日本大震災を契機に、本県においても人と人とのつながりが強く意識されるようになり、ボランティアへの参加などの社会貢献に対する意識が高まっている状況。
- 集団での活動の減少、個人で行動する機会の増加など、生活様式や行動様式の変化により、自己中心的な行動が増加傾向。
- 地域や大人との多様な関わりが減少し、人と協調することやルールを守る経験が不足している状況。

〔今後の方向性〕

- すべての子どもたちの存在をありのまま大切にする学級・学校づくりを推進します。
- 子どもたちが将来、社会の中で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的なふるまいの定着を引き続き図るとともに、県民に県の取組についての認知を広め、県全体での「ふるまい」の推進を図ります。
- 子ども同士の話し合いなどにより、道徳の時間を充実させるとともに、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進することにより、人間としての生き方の自覚を促し、社会や他者に対する配慮や規範意識などを育みます。
- 地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流を進めるため、家庭や地域と連携しながら、公民館など社会教育施設等での集団活動、ボランティア活動、自然体験などの体験活動の場を設け、そうした体験活動などを通して、自分自身の価値を認識させたり、他人への思いやりなどを育んだりします。
- 体験活動を行う際は、引き続き、本県の豊かな教育資源(ひと・もの・こと)を活用する工夫を行います。

(2) 人権意識・生命の尊重

〔基本的な考え方〕

人権や生命は人間の存在自体に深く関わる根源的なもので、人格の完成を目指す上での土台となるものです。

社会のあらゆる場面において、人権に関する知識を理解にまで深めるとともに、人権感覚の育成を図り、自他の人権を尊重する人権意識を醸成し、すべての人々の人権が真に尊重される社会を目指して人権問題の解決に取り組むことが必要です。

学校においては、安心して学校生活を送ることができるよう、一人一人の人権が尊重される学校づくりを進め、子どもたち一人一人の学びを保障することが求められています。また、子どもたちが自分自身の大切さを深く自覚するとともに、自分以外の生命や自然などに対する畏敬の念を培うことも重要になっています。

〔島根県の現状〕

- 人権に関する知識は一定程度理解が進んでいるが、人権尊重の実践については十分でない状況。
- いじめ、児童虐待など、子どもに関わる人権侵害の認知件数、相談件数が増加している状況。
- 生活様式や家族形態の変化、地域社会のつながりの希薄化などにより、命あるものに触れた
り身近な人の死に接したりすることを通して、生命の尊さやかけがえのなさを考える機会が失
われつつある状況。また、子どもたちがゲーム等での仮想の死に慣れていますが懸念される
状況。
- 加工された食品があふれていますが、子どもたちは、自分たちの命が動植物の命をいたでて保
たれていることが実感できない状況。

〔今後の方向性〕

- すべての年齢層を対象とした人権問題に関する多様な学習機会の提供などを通して、地域
ぐるみで人権に関する理解や認識を深めていきます。
- 教職員の人権感覚を高め、一人一人の人権が大切にされる教育現場を実現します。
- 教職員がすべての子どもたちの実態やその背景に目を向け、それぞれの課題を解決していく
進路保障の取組を充実させます。
- 道徳教育の充実を図り、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育みます。
- いじめの防止等(防止、早期発見、対処)に関して、学校・家庭・地域が連携し、子ども一人一
人の人権感覚を培い、いじめを許さない気持ちを育てるとともに、組織的な体制づくりを進めま
す。
- 幼児期からの体験活動を通して、身近な動植物に接すること等により、生命の尊さに気付き、
大切にする心情を養うことや、食育などを通じて、自分が動植物の命をいたでていることを
感じる心を育みます。

V 島根の教育目標を達成するための基盤

1. 家庭・地域と連携した学校教育の展開

- (1) 発達の段階に応じた各学校種での教育展開
 - (2) 基本的生活習慣の形成、健康・体力づくり
 - (3) 家庭教育の役割
 - (4) 信頼される学校づくり
- } 図3

島根の教育目標である「夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人」「多様な人と積極的に関わり、社会に役立とうとする人」「自他を等しく大切にし、共に生きようとする人」を就学前から高等学校までの間に、学校・家庭・地域がどのように関わりながら育んでいくのか要点をまとめて示し、関係者が共通認識を持ち、連携して行動することが重要と考えます。

図3は、就学前から高等学校までの発達の段階における要点を学校種ごとにまとめて整理したものです。

この図では、「発達の段階に応じた各学校種での教育展開」として、育むべき目標を「向かっていく学力」「広がっていく社会力」「高まっていく人間力」の項目ごとに、発達の段階に応じて整理しています。

下段には、学校・家庭・地域が連携して行う「基本的生活習慣の形成、健康・体力づくり」を整理しています。

また、家庭（保護者）が子どもたちにどのように関わっていくのかを「家庭のかかわり・役割」としてその下に表現しています。

一番下には、学校と家庭を支援していただく地域を表現しています。

これらを総称して「家庭・地域と連携した学校教育の展開」と呼称します。

この「家庭・地域と連携した学校教育の展開」を充実して進めるためには、学校が家庭や地域から信頼される存在であり続けることが大前提です。

加えて、充実した家庭教育を行ってもらうためには、学校と家庭の情報共有や行政による家庭教育への支援が必要であることは言うまでもありません。



(1) 発達の段階に応じた各学校種での教育展開

〔今後の方向性〕

○就学前から高等学校までの段階を一貫した方針の下、学校種ごとの目標について、いわゆるキャリア教育の視点を取り入れて示しています。これを、すべての関係者が共通認識を持って推進します。

○幸いにも、本県には、都会と比較するとまだ地域社会のつながり、人間関係、自然、歴史、文化が残っています。また、地域社会の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育というノウハウの蓄積もあります。

これらを活かし、

- ①島根県の地域社会のつながりや人、自然、歴史、文化を積極的に活用し
- ②就学前から高等学校までを貫いて
- ③学校・家庭・地域が連携し
- ④子どもたちに学ぶことと生きていくことの関連性を理解させ
- ⑤意欲を高めることにより
- ⑥「島根の教育目標」に掲げた「向かっていく学力」、「広がっていく社会力」、「高まっていく人間力」を育む

これを、すべての関係者の共通認識の上に推進します。

○幼稚園等(「幼稚園・認定こども園・保育所・認可外保育施設」をいう。以下同じ。)と小学校、小学校と中学校などの隣接校種ごとの情報提供、情報共有を促進するとともに、教員の人事交流を増加させ、幼保小中高の一層の連携強化を図ります。

(参考)各学校種のタイトル(育てたい力の総称)の趣旨

学校種	育てたい力	力 の 内 容
就学前	触れる力	身のまわりの「ひと・もの・こと」に対して、好奇心や親しみをもって、自らの体を動かす力
	やってみる力	自分がしてみたいことや生活に必要なことに、自分なりのやり方で試行錯誤しながら取り組む力
小学校	かかわる力	「ひと・もの・こと」と触れ合い、自分を表現したり、周りを思いやったりする体験を通して、進んで周囲と関わり、「ふるまい」を身に付けていく力
	自ら学ぼうとする力	興味、関心のあることや身近な生活の中から、課題や調べたいことを進んで見つけ、日常生活や学習で目当てを持って取り組む力
中学校	見通す力	多くの情報や自分の経験を整理しながら、学ぶことや働くことについて具体的な目標を立て、その実現のための方法について考える力
	やり抜く力	目標の実現や課題解決に向けて自分から進んで取り組み、粘り強く学び、行動し続ける力
	見つめる力	自己を客観的・肯定的に見つめ、自分の良さや課題を見いだし、自分自身をコントロールしながらより良い生き方を目指す力
高等学校	創り出す力	様々な情報と自らの経験を総合的に活用し、新たな価値を生み出したり、仕組みを創り出したりする力
	切り拓く力	実社会での生活に向けて未来の自分の生き方をデザインし、目標の実現に向けて挑戦し続けていく力

(2) 基本的生活習慣の形成、健康・体力づくり

〔基本的な考え方〕

子どもたちが主体的に学んだり、多様な人と積極的に関わって共に生きていこうとしたりするためには、その基盤となる心身の健康の保持増進が必要であり、生活習慣の確立や体力の向上が必要です。

生活習慣の乱れは学習意欲や学力の低下につながるとの指摘があり、学習意欲や学力の向上を図るためにも生活習慣の確立が必要です。

また、体力は人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実においても体力の向上が必要です。

さらに、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる子どもを育てるため、食育の推進が必要です。

〔島根県の現状〕

- 「平成25年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)」の結果によると、全国平均と比較して、朝食を毎日食べている割合は高く、平日の睡眠時間は長い状況。
- 学年が上がるにつれて、朝食の欠食や睡眠時間の不足など、生活習慣の改善を図る必要性が高い状況。
- 栄養バランスの整った朝食の摂取率は年々高くなっているが、全体に占める割合は3割に満たない状況。
- 電子メディアとの接触が子どもたちの生活習慣に与える影響が懸念されてきている状況。
- 体力や基礎的な運動能力は、緩やかな回復傾向にあるが、握力などの筋力が低下している状況。

〔今後の方向性〕

- 子どもたちが心身共に健やかに成長していくために、家庭や地域に向けて先進事例や学習機会の情報を提供することなどにより、学校・家庭・地域が連携して、健康の保持増進に必要な知識や態度を習得し、行動する力を育みます。
- 子どもたちの心身の状態や能力・適性等を十分考慮した取組を通して、望ましい生活習慣を身に付けられるようにするとともに、体力の向上や健康の増進を図ります。
- 就学前から高等学校までの発達の段階に応じて、「早寝・早起き・朝ご飯」の推進等に地域が一体となって取り組むことにより、「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な休養と睡眠」など望ましい生活習慣を身に付けられるようにします。
- 体力づくりに係る専門家や団体の学校・地域への派遣、運動意欲の向上を目指した授業の充実や運動プログラムの実践などの取組を通して、子どもたちの体力を育みます。
- 栄養バランスの整った和食の普及や地場産物を活用した学校給食の充実など、関係部局・機関等と連携し、栄養教諭を中心とした食育を一層推進します。
- 電子メディアと上手に関わっていくための基礎的な力を育みます。

(3) 家庭教育の役割

〔基本的な考え方〕

家庭教育は、基本的な生活習慣、人に対する信頼感、他者への思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観などを子どもが身に付ける上で重要な役割を担っています。

また、人生を自ら切り拓いていく上で重要な職業観、人生観なども家庭教育の基礎の上に培われるものです。

保護者は自覚と責任を持って家庭教育を行う必要があるとされている一方で、行政は、家庭教育の自主性を尊重しつつ保護者に対する学習の機会や情報の提供など、家庭教育（保護者）を支援する施策を実施する必要があります。子どもたちの課題に対して家庭においてどのように取り組んでいけば良いのかを的確に伝えていくことも必要です。

また、地域社会のつながりが希薄化し、個人の孤立化も顕在化している状況の中、保護者が子育てで孤立しないよう福祉等関係部局・機関と連携して対応することが必要です。

〔島根県の現状〕

- 家族形態の変化、経済格差の拡大、価値観やライフスタイルの多様化がさらに進展。
- 家庭の教育力が低下。本来家庭で行われるべき事柄も学校が担うよう期待する風潮。
- 学校の教育方針などを保護者に周知する場合でも、従来のやり方では十分伝わらないケースが発生。
- 家庭教育への行政の支援について、有効な手立てを見いだせない状況。

〔今後の方向性〕

- 学力の育成に必要な基本的生活習慣の定着や家庭学習の習慣化を図るために、保護者にわかりやすい内容や手段を選択した上で、学校から家庭に対して積極的に情報提供し、情報の共有と理解を得ることや、保護者との共通認識づくりを図ります。
- 関係部局・機関と連携しながら、保護者の子育てに対する不安や悩みを解消する子育て支援活動の充実を図ります。
- SNS等のインターネットの使用に関する危険性など、情報化に対応するための保護者への啓発を行います。
- 学校や地域等と連携し、「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な休養と睡眠」など家庭における生活習慣づくりのための普及啓発等を行います。
- 親としての役割や子どもとの関わり方の気付きを促す「親学プログラム⁽¹²⁾」を活用し、家庭の教育力の向上を図ります。

*12 親学プログラム

家庭教育支援を行う人が、主に就学前の乳幼児から中学生の親を対象に、親としての役割や子どもとの関わり方の気付きを促すための学習プログラム。

(4)信頼される学校づくり

〔基本的な考え方〕

価値観が多様化する保護者、地域に的確に対応するためには、学校の教育方針・生徒指導方針・危機管理対応などの学校の運営方針について保護者や地域社会と情報共有することが最も重要です。

また、校長、教頭の役割はますます重要になります。管理職の資質を高めるとともに、孤独になりがちな管理職の相談窓口の設置など、管理職を支援する仕組みの構築も必要と考えます。

加えて、東日本大震災を教訓とし、防災教育の一層の充実と危機管理事案発生時に的確に対応できる学校の危機管理実践力を確保することが必要です。

〔島根県の現状〕

- 個々の教員は概して真面目、熱心で一生懸命。
- 教員の社会性に問題があるとの指摘がある。
- 教員全体の高齢化が進行して大量退職が間近、次世代の管理職やミドルリーダーが不足。
- 教員に多忙感があり、子どもと関わる時間の確保を求める声が多い。
- 保護者の権利意識の高まり、経済状況の変化など、学校を取り巻く環境は大きく変化。それに伴い従来に比べて教員に緊張を伴う業務が増加。
- 学校施設の耐震化率は向上、通学路等の安全対策も警察等と連携し一定の前進。

〔今後の方向性〕

- 学び続ける教員の育成
 - ・教員採用方針・教員育成方針を策定し、系統的な人材育成を実施します。
 - ・学校訪問指導や研修等のシステムの抜本的見直し、教科指導や学校マネジメント等の実践力の育成、効果を検証できる指導・研修システムの構築・実施に取り組みます。
 - ・意欲のある教員を支援するため、自主研究組織の活性化を促進します。また、教員の多忙感の解消に向けた取組を行います。
- 学校マネジメントの確立
 - ・社会や教育環境の急激な変化に的確に対応するために、管理職の意識改革を図ります。あわせて、管理職専用の相談窓口を設置するとともに、管理職の個別支援を実施します。
 - ・指導・研修システムの中で管理職に必要な実践的なマネジメント研修の強化を図ります。
 - ・保護者の多様な価値観、ニーズに対応するため、「学校活動の見える化」を推進します。
- 安全・安心な教育環境の整備
 - ・引き続き、学校施設の耐震化・老朽化対策等を進めるとともに、学校と地域の連携による危険箇所の把握や交通安全の取組を進めます。
 - ・計画的・継続的な防災教育、安全教育を充実させます。
 - ・様々な危機事案が発生することを念頭に危機管理対応の強化を図り、事案発生時の実動力を確保します。

・学校給食における衛生対策やアレルギー対策を関係部局等との連携を図りながら充実させます。あわせて、学校におけるインフルエンザをはじめとした感染症等への迅速な対応を図ります。

2. 社会教育の展開

〔基本的な考え方〕

社会教育^(*13)は、住民の生活課題や地域課題について住民自身が理解を深め、その解決のために当事者意識をもって主体的に実践する人づくりを目指して行う教育活動です。

また、住民同士による実践活動を通じて、地域の活性化や新たな相互扶助の仕組み・コミュニティを構築し、地域力を高めていくことも目指しています。

人づくりや絆づくり・地域づくりを進めるためには、学習環境の整備や連携・協働体制の構築を積極的に推進することが必要です。さらに、地域全体で将来を担うたくましい子どもを育てるため、地域力を活かした子育て支援、学校支援等に取り組むための体制づくりや気運の醸成を一層進めていくことが必要です。

〔島根県の現状〕

- 地域課題についての学習活動や課題解決に向けた実践活動の広がり。
- 学校や地域における子どもの教育活動に積極的に関わろうとする県民の増加。
- 子どもたちの社会力や人間力を育む体験活動などの取組は不十分。

〔今後の方向性〕

- 地域の公民館等を拠点に、住民が地域の抱える課題に対する理解を深め、解決に向けた実践活動を推進し、地域力を高める取組を推進します。
- 社会教育施設等において、住民の学びや実践活動を支援する指導者の養成を推進します。
- 子どもたちの人間力、社会力の育成を、地域の力を結集して計画的に取り組みます。
- 地域全体で子どもを育むため、学校・家庭・地域の連携・協働の取組を一層推進します。

*13 社会教育　社会教育法では、社会教育の定義及び地方公共団体の任務について次のように規定されている。

(社会教育の定義)

第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

VI 施策(具体的な事業や取組)

「島根の教育目標」を達成するため、平成26年度から平成30年度までの5年間に、県教育委員会が市町村教育委員会をはじめ学校・家庭・地域等と連携し、県民一体となって次の施策(具体的な事業や取組)を推進します。

島根の教育目標	施策番号	施 策 名
向かっていく学力	1	(1) 学力の育成
		(2) ものづくり活動の推進
		(3) 情報教育の推進
		(4) 読書活動の推進
広がっていく社会力	2	(1) 社会性の育成
		(2) コミュニケーション能力の育成
		(3) 国際理解教育の推進
		(4) ふるさと教育の推進
		(5) 学び直しや就労に向けての支援
高まっていく人間力	3	(1) 心の教育の推進
		(2) 「しまねのふるまい」の推進
		(3) 人権教育の推進
		(4) いじめ・不登校に対する取組の充実
		(5) 文化活動の推進
島根の教育目標を達成するための基盤	4	(1) キャリア教育の推進
		(2) 特別支援教育の推進
		(3) 幼児教育の充実
		(4) 離島・中山間地域の教育力の確保
		(5) 私立学校への支援
		(6) 「生きる力」を支える健康づくり
		(7) 学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立
		(8) 安全・安心な教育環境の整備
		(9) 学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進
		(10) 社会教育の振興
		(11) 生涯・競技スポーツの推進
		(12) 文化財の保存・継承と活用

※施策は次の内容で構成されます。

- 基本方針 … 島根の教育目標を達成するために施策を行う上で基本となる方向性
- 主な取組 … 基本方針に沿って取り組む主要な事務・事業・活動等
- 成果目標 … 施策に取り組むことによって施策の受け手側において達成を目指す水準・状態等

施策番号	1-(1)
施策名	学力の育成
島根の教育目標	向かっていく学力
主な所管課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①学校・家庭・地域での学力観の共有

学力(学ぶ力・学んだ力)とは何かという学力観についてわかりやすい形にまとめ、学校・家庭・地域で共有し、教職員・子どもたち・保護者が共通認識を持って行動することができるよう取り組みます。

- 学力観を共有するための情報提供の充実

②学ぶ力・学んだ力を高める授業の推進

小学校段階から、学力の基盤となる言語に関する能力をはじめとした基礎・基本の定着を図るなど、「学んだ力(知識や技能などを身に付けたり、それらを活用したりする力)」を高めるとともに、「学ぶ力(主体的に学び、向上しようとする力)」を高める授業の工夫・改善を推進します。

- 小学校段階からの言語活動の充実
- 基礎的な知識・技能を定着させ、思考力・判断力・表現力を高める授業の充実
- 学習意欲や知的好奇心を高める授業の充実

③学力調査結果の分析に基づく授業の改善

学校における学力育成策の立案にあたっては、計画、実行だけでなく、その前後の学力調査結果などのデータ分析や検証まで含めたPDCAサイクルとなるようにし、授業の改善に取り組みます。

- 学力調査結果の分析による課題の把握
- 課題に対応した授業改善に関する研修の充実
- 子どもの学力の定着状況に基づいた個別指導の徹底
- 授業改善の参考事例に関する情報提供の充実

④教員の指導力向上のための指導・研修の充実

教員の指導力向上のための指導と研修を抜本的に見直し、効果測定を必ず行うなどPDCAサイクルを確立することにより、指導・研修が学校教育の一層の充実につながるよう取り組みます。

- 教育センター等における研修内容の改善
- 授業研究に基づく校内研修の活性化
- 教員の自主研修に対する支援の充実
- 学校訪問指導における指導方法の改善

⑤家庭学習の充実に向けた取組の推進

家庭学習の必要性やあり方について家庭に対して積極的に情報提供し、情報共有と相互理解の上、基本的生活習慣の定着や家庭学習の習慣化を図ることを通して、家庭学習の充実につながるよう取り組みます。

- 予習-授業-復習の学習サイクルの指導の充実
- 家庭学習の習慣化に関する各家庭への情報提供の充実
- 家庭学習の充実につながる授業改善についての研究成果の各学校・家庭への普及

⑥学校のマネジメント力の向上

集中して授業に取り組める良好な教育環境の整備、保護者との信頼関係の構築、学校種間の連携の推進などを実現するための学校のマネジメント力を高めます。

- 管理職に必要な実践的なマネジメント研修の強化
- 隣接校種との接続を踏まえたマネジメントの展開による幼保小中高連携の強化
- 「学校運営計画(仮称)」(学習指導方針、生徒指導方針、危機管理方針、部活動方針、相談体制などを記載)の公表・周知の検討

【成果目標】

- ①情報提供等を通して学校・家庭・地域において学力観が共有されるようにします。
- ②子どもたちの「学ぶ力」(学習意欲など)、「学んだ力」(知識・技能など)がともに高まるようにします。
- ③学力調査結果を活用して授業内容が改善するようにします。
- ④充実した指導・研修を通して教員の指導力を向上させます。
- ⑤子どもたちの家庭での学習習慣を定着させます。
- ⑥学校のマネジメント力を高め、教育環境を向上させます。

施 策 番 号	1-(2)
施 策 名	ものづくり活動の推進
島根の教育目標	向かっていく学力
主 な 所 管 課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①小・中学校におけるものづくり活動の推進

ものづくりの楽しさや喜びを体験させる中で、技術に関する理解を深め、技術を適切に活用できる能力や実践的な態度の育成に取り組みます。

- ものづくりの楽しさや喜びを実感できる授業の充実
- 伝統技術や先進的な技術を学習する授業の充実

②専門高校における産業人材の育成

本県のものづくり産業を担う人材を育成するため、専門高校を中心に、高等学校でのものづくり教育を推進します。また、技術の高度化の進行に対応するために、より専門的な知識や技能を持つ人材の育成に取り組みます。

- 産業界や高等教育機関との連携の強化
- インターンシップ^(*14)の充実
- 職業資格の取得への奨励・顕彰の推進
- 全国産業教育フェア^(*15)への参加の支援
- 高度な専門性を有する外部人材の活用
- 実践的な研修による教員の指導力向上の推進

【成果目標】

- ①小・中学生がものづくりの楽しさや喜びを感じられるようにします。
- ②専門高校等の生徒がものづくり産業を担うために必要な実践力を身に付けられるようにします。

*14 インターンシップ

生徒が企業等において実習・研修的な就業体験をすること。

*15 全国産業教育フェア

工業、農業、商業、福祉などの専門分野ごとに、全国の専門高校等に在籍する生徒が日頃の学習成果を発表する場として、毎年、文部科学省や都道府県などが開催する行事。

施策番号	1-(3)
施策名	情報教育の推進
島根の教育目標	向かっていく学力
主な所管課	教育指導課・保健体育課

【基本方針・主な取組】

①調べ学習やICT機器を活用した授業等による情報活用能力の育成

学校図書館を活用した調べ学習やICT機器を活用した授業等を通して、情報を活用する力を育みます。また、インターネット等を活用し、全世界とつながり、国内外の多様な人々との交流を図る学校活動を開展します。

- 発表力を高める「調べ学習プレゼンテーションコンテスト」の実施
- 司書教諭を中心とした学校図書館活用教育研究事業の実施とその成果の普及
- 教員を対象とした学校図書館活用教育の研修の実施
- ICTを活用した授業・学習の推進

②教員の情報活用能力の向上

学校の情報化の基盤となる教員の情報リテラシー及びICT機器の活用能力を向上させる研修の充実を図ります。

- ICTを活用した授業を推進するための研修の充実
- 学校における情報セキュリティーの研修の充実

③情報モラルの育成と保護者への啓発の推進

情報化の弊害について、学校、家庭や警察などが連携し、小学校の早い段階から子どもたちに対して危険性の周知や情報モラルの育成に取り組むとともに、保護者への啓発などを行います。

- 情報モラル教育に関する教職員向け研修の実施
- インターネットの利用が健康や生活習慣に与える影響に関する指導の実施
- 情報発信の際の個人情報管理や人権侵害への配慮等に関する指導の実施
- インターネットを介したコミュニケーションの特性を理解させる指導の実施
- インターネット利用上の課題に関する保護者への啓発の実施

④インターネット利用上の課題に対応するネットパトロールの実施

インターネット上の掲示板、SNS等における誹謗中傷やいじめ等の課題に対応するため、引き続きネットパトロールを行います。

- 不適切な書き込み等を定期的に検索するネットパトロールの実施

【成果目標】

- ①子どもたちが情報を活用する能力を身に付けられるようにします。
- ②教員の情報リテラシーを向上させます。
- ③子どもと保護者が情報化の弊害に関する理解を深めるようにします。
- ④インターネット上の課題の早期発見ができる体制を整えます。

施策番号	1-(4)
施策名	読書活動の推進
島根の教育目標	向かっていく学力
主な所管課	教育指導課・社会教育課

【基本方針・主な取組】

①読書習慣の確立に向けた取組の推進

学校・家庭・地域において、子どもたちが本に親しみ、読書の楽しさを感じることができる活動・機会を充実させるとともに、子どもたちの読書活動を支える人材や環境を整えるなど、読書習慣の確立に向けた取組を推進します。

- 学校における朝読書などの多様な読書活動の推進
- 親子読書アドバイザー^(*16)やしまね子育て絵本^(*17)の活用による、親子で本に親しむ活動の推進
- 「読みメン」プロジェクト^(*18)を通した男性による絵本の読み聞かせの促進
- 公民館や児童館などにおける子どもの読書活動の推進
- 司書、ボランティア向け研修の実施など、子どもの読書活動を支える人材育成の推進
- パリアフリー資料^(*19)の整備など、すべての子どもの読書を保障する環境の整備

②学校図書館の充実・活用の推進

県立学校や市町村における学校司書等の配置の促進により、「人のいる学校図書館」の環境を整えるとともに、地域のボランティア等の協力を得て学校における読み聞かせの取組を推進します。

- 県立学校における学校司書の配置の充実
- 市町村における学校司書等の配置の促進
- 県立図書館から学校図書館への図書の貸出の充実
- 司書教諭養成の支援事業、学校司書等の資質を向上させる専門研修の実施
- 教職員、地域のボランティアによる読み聞かせの推進

③学校図書館を活用した情報活用能力の育成

学校図書館を各教科等で活用することを通して、情報を適切に活用して思考・判断・表現する力を育成します。

- 発表力を高める「調べ学習プレゼンテーションコンテスト」の実施
- 司書教諭を中心とした学校図書館活用教育研究事業の実施とその成果の普及
- 教員を対象とした学校図書館活用教育の研修の実施

*16 親子読書アドバイザー

島根県教育委員会が養成する、親子読書(絵本の読み聞かせ)の大切さについて、講師として話をすることができる研修を受けた地域のボランティア。

*17しまね子育て絵本

島根県立図書館が「おすすめしたいこどものほん(ながく読みつがれた本・最近刊行された本)リスト」(島根県立図書館作成)を基に選定した、赤ちゃん基本(0~2歳向け)・幼児基本(3~6歳向け)・テーマ別セット(15テーマ)から構成される合計300種類の絵本。

*18「読みメン」プロジェクト

島根県教育委員会が実施する、男性、とりわけ父親に絵本の読み聞かせの楽しさを体験してもらい、絵本を使った子育てへの参画を促すプロジェクト。

*19 パリアフリー資料

障がいのある人や外国とつながりのある人など、市販されている本あるいは図書館の蔵書がそのままの状態では「読めない」「読みにくい」読者にとって読みやすい本及び電子書籍の総称。「パリアフリー図書」ともいう。

【成果目標】

- ①学校・家庭・地域における活動・機会を通して子どもたちの読書習慣を向上させます。
- ②学校図書館の機能を向上させ、子どもたちの学校図書館の利用を増やします。
- ③学校図書館の活用を通して、子どもたちが情報を活用する力を身に付けられるようにします。

施策番号	2-(1)
施策名	社会性の育成
島根の教育目標	広がっていく社会力
主な所管課	教育指導課・社会教育課

【基本方針・主な取組】

①体験を通した社会と関わる力の育成

子どもたちに人と人との関わりを主眼とした活動を多く経験させ、人間関係を構築する力を育みます。また、ボランティア活動や地域との協働による体験活動を通して、自己有用感の育成に取り組みます。

- 学校と連携した青少年の長期宿泊体験の支援
- 公民館等における青少年を対象とした体験活動の推進
- 青少年教育施設⁽²⁰⁾における社会性を育む体験プログラムの開発・普及
- 放課後子ども教室⁽²¹⁾等における異年齢集団での交流・体験機会の提供

②体験活動に関する家庭への意識啓発

体験活動を積むことの有益性について、関係機関が家庭に啓発し、子どもたちのチャレンジを後押しします。

- 県立社会教育施設等における子どもの体験活動を通じた保護者への広報・啓発
- 就学時検診、参観日、PTA研修会等における「親学プログラム」を活用した保護者への啓発
- 公民館等における乳幼児学級、子育てサークル等における学習機会の提供

【成果目標】

- ①体験活動を通して、子どもたちが多様な人と関わる力を身に付けられるようにします。
- ②子どもたちの体験活動の有益性についての家庭における意識を高めます。

*20 青少年教育施設

文部科学省が実施する社会教育調査において「青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設」と定義されており、県立青少年の家、県立少年自然の家などがこれに含まれる。

*21 放課後子ども教室

子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、地域の方々の参画を得て、すべての子どもを対象として放課後や週末等に様々な活動を実施するために設けられた安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)。

施策番号	2-(2)
施策名	コミュニケーション能力の育成
島根の教育目標	広がっていく社会力
主な所管課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①言語活動の充実

言語に対する関心や理解を深め、自分と周囲の人や物事との関係性を理解する力を育むため、小学校段階から、子どもたちの言語活動の充実を図ります。

- 各教科のねらいを達成するために必要な言語活動の充実を図る授業改善の推進
- 全教育活動で行う言語活動に関する指導方法の研修の充実
- 教科の特性に応じた言語活動に関する指導方法の研修の充実

②集団活動等を通した他者と関わる力の育成

授業や様々な活動での集団において、対話やディスカッション、身体表現等を取り入れることを通して、人間関係やチームワークを形成したり、合意形成・課題解決したりする力を育みます。

- 対話やディスカッション等を取り入れた学級活動などの充実
- 児童会・生徒会活動などにおける子どもたちの自主的に活動する能力の育成

【成果目標】

- ①子どもたちが周囲の人と適切に意思疎通を図るための言語能力を身に付けられるようにします。
- ②集団活動等を通して子どもたちが人間関係を築く力を身に付けられるようにします。

施策番号	2-(3)
施策名	国際理解教育の推進
島根の教育目標	広がっていく社会力
主な所管課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①国際理解のための取組の充実

子どもたちの他の国の歴史や文化に対する寛容な態度や、国際的な課題を解決しようとする意欲を育むとともに、地域や本県の課題を国際的な視野に立って考える力を育む授業の工夫・改善を図ります。

- 総合的な学習の時間、社会科、外国語及び外国語活動等を中心とした国際理解に関する学習活動の充実
- 古典、歴史、武道など、我が国や地域の伝統、文化を理解する学習活動の充実
- 子どもたちが多様な価値観と触れ合う機会となる海外留学の推進及び海外留学生受入れの促進
- 竹島に関する学習を通した国際理解に関する学習活動の推進

②国際化に対応するための言語能力の育成

小学校では、外国語活動などを通して英語に慣れ親しみながら世界の人々や異文化に対する理解を深め、中学校・高等学校では、外国語科において英語を使って思いや考えを伝え合うことができる言語能力を育成するなど、小学校から高等学校までを見通しながら、国際化に対応できる基礎的な言語能力の育成を推進します。

- ALT⁽²²⁾やICTの活用による英語学習の意欲を高める指導の工夫・改善
- 「CAN-DOリスト⁽²³⁾」の形での学習到達目標の設定による英語を活用する力の育成
- 英語によるスピーチやディベート、英語キャンプなどを活用した英語使用場面の工夫・改善

③早期の英語教育実施への対応

今後検討される早期（小学校中学年）の英語教育実施に対応するための準備を行います。

- 英語教育強化地域拠点における早期英語教育のカリキュラム・指導方法の研究の推進
- 英語教育強化地域拠点の研究校における授業公開等による研究成果の普及

【成果目標】

- ①子どもたちが国際的な視野に立って身近な地域のことを考えたり、異文化に対する理解を深めたりできるようにします。
- ②子どもたちが英語でコミュニケーションを図るための基礎的な力を身に付けられるようにします。
- ③早期（小学校中学年）の英語教育実施に対応するための仕組みを整えます。

*22 ALT

Assistant Language Teacherの略。日本人の教員と協力して、外国語科の授業でチーム・ティーチング（共同授業）等を行う外国人指導助手のこと。

*23 CAN-DOリスト

生徒に求められる英語力を達成するための目標（学習到達目標）を「言語を用いて何ができるか」という観点から具体的に設定したもの。

施策番号	2-(4)
施策名	ふるさと教育の推進
島根の教育目標	広がっていく社会力
主な所管課	教育指導課・社会教育課

【基本方針・主な取組】

①ふるさと教育の発展的な取組の推進

小・中学校で取り組んできた、地域の「ひとものこと」を活用したふるさと教育を、就学前から高等学校までの一貫性のある取組に発展させ、発達の段階に応じたふるさと教育の充実を図ります。

- ふるさと教育に関する全体計画等の作成の推進
- ふるさと教育の推進に関する各校種間の連携の推進
- 就学前から高等学校までの一貫性のある教育の充実

②学びの質を高める指導の充実

ふるさと教育が学習の深まりを意識した取組となるよう、指導の充実を図ります。

- 発達の段階を踏まえたふるさと教育の指導の充実
- 地域・島根と世界や我が国との関連性を意識させ、幅広い視野でふるさとを捉える指導の推進
- ふるさと教育の活用方法に関する教職員間での意識の共有化

③地域との連携による活動の充実

公民館等を中心とした、地域全体の学校を支援する体制を充実させるとともに、地域との協働による体験活動を通して、将来、地域で活動しようとする意欲を喚起します。

- 公民館等を中心とした学校支援体制の充実
- 学校や家庭と連携した公民館等におけるふるさと教育の充実
- 企業や団体等による学校を支援する仕組みづくりの推進
- 職場・企業見学、職場体験等の地域における体験活動の充実

④地域の課題に対応した取組の充実

医療人材等の地域の担い手育成など、地域の課題に対応した取組の充実を図ります。

- 担い手育成など、地域の課題をテーマとした取組の充実

【成果目標】

- ①子どもたちが身近な地域・島根への愛着や誇りを持てるようにします。
- ②子どもたちが身近な地域・島根と世界や我が国との関連性の理解を深めるようにします。
- ③学校の教育活動を支える地域の体制を整えます。
- ④子どもたちが地域の課題への理解を深め、地域との関わりに意欲的になるようにします。

施 策 番 号	2-(5)
施 策 名	学び直しや就労に向けての支援
島根の教育目標	広がっていく社会力
主 な 所 管 課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①課題を抱える在学中の子どもへの支援の充実

引きこもりや不登校等の状況にある子どもが、意欲を持って学校生活を送ることができるよう、学校や家庭と連携しながら、一人一人の課題に応じた指導や支援の充実を図ります。

- 子ども一人一人の課題に対応した進路相談・教育相談の充実
- 教育、福祉、医療などの関係機関の連携による支援の実施

②進路未定者に対する支援の充実

中学校・高等学校の卒業後、または高等学校の中退後において進路が未定である子どもが就学・就労することができるよう、関係部局・機関と連携した支援の充実を図ります。

- 中学校・高等学校の進路指導担当、旧担任等による継続的な相談支援の実施
- 連絡調整員⁽²⁴⁾による進路未定者の状況把握及び学校や関係機関等との連携による就学・就労に向けた働きかけの実施
- 子ども・若者支援地域協議会⁽²⁵⁾における情報共有による支援の推進
- 地域若者サポートステーション⁽²⁶⁾との連携による支援の充実
- NPO法人等との連携による支援の充実
- ハローワーク、ジョブカフェ⁽²⁷⁾等との連携による就労支援の充実

【成果目標】

- ①課題を抱える在学中の子どもが意欲を持って学校生活を送れるようにします。
- ②進路未定者が就学・就労できるようにします。

*24 連絡調整員

島根県教育委員会が県内の拠点となる県立高校に配置する、中学校卒業者や高校中退者のひきこもり等の状況把握及び社会参加に向けた支援機関への橋渡し等を行う役割を担う職員。

*25 子ども・若者支援地域協議会

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することにより、社会性や規範意識、自立心を高め、将来を担う子ども・若者を健全に育むことを目的として、教育、福祉、保健・医療、雇用等の関係機関等により構成される協議会。

*26 地域若者サポートステーション

厚生労働省が認定したNPO法人等が、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などの、就労に向けた支援を行う施設。

*27 ジョブカフェ

平成15年に国が策定した「若者自立・挑戦プラン」の中核的施策に位置付けられたもので、地域の実情に合った若者の能力向上と就職促進を図るため、45歳未満の若年者を対象として雇用関連サービスを1ヶ所でまとめて受けられるようにした就職支援のワンストップサービスセンター。

施策番号	3-(1)
施策名	心の教育の推進
島根の教育目標	高まついく人間力
主な所管課	教育指導課・社会教育課

【基本方針・主な取組】

①教育活動全体を通じた道徳教育の充実

道徳の時間の内容を充実させるとともに、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進することにより、人間としての生き方の自覚を促し、社会や他者に対する配慮や規範意識、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念などを育みます。

- 学校における道徳教育の全体計画、年間指導計画の作成
- 教職員の資質向上のための研修の充実
- 子ども同士の話し合いなどによる道徳の時間の充実
- 道徳教材の研究・開発、指導方法の充実・改善の推進
- 幼稚園等・学校・家庭・地域が連携した道徳教育の推進

②体験活動を通じた子どもたちの豊かな心の育成の推進

家庭や地域との連携によるボランティア活動や自然体験などの体験活動を通じて、自分自身の価値を認識させたり、他人への思いやりなどを育んだりします。

- 地域の豊かな自然、歴史、文化と触れ合う体験活動の充実
- 学校における音楽、美術、演劇などの鑑賞活動の充実
- 公民館等における多様な体験活動の推進
- 地域の伝統行事などへの参加の推進

【成果目標】

- ①学校の教育活動全体を通じて、子どもたちの道徳性が養われるようになります。
- ②体験活動を通じて、子どもたちに思いやりなどの豊かな心が養われるようになります。

施策番号	3-(2)
施策名	「しまねのふるまい」の推進
島根の教育目標	高まついく人間力
主な所管課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①子どもたちへの「ふるまい」定着の推進

子どもたちが将来、社会の中で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的な「ふるまい」の定着を引き続き図ります。

- ふるまい推進指導資料(5歳児用・小1用)を活用した学習活動の推進
- 学校教育活動全体を通じた「ふるまい」定着の取組の推進

②県全体での「ふるまい」の推進

県民に県の「ふるまい」の取組についての認知を広め、県全体での「ふるまい」の推進を図ります。

- 大切にしたい「しまねのふるまい」の周知のための広報活動の充実
- ふるまい推進指導員の派遣による啓発の推進
- 「親学プログラム」を活用した学習活動の推進
- 公民館等における「ふるまい」定着に向けた取組の推進
- 各種団体、企業等との連携による取組の推進

【成果目標】

- ①子どもたちが「ふるまい」を身に付けられるようにします。
- ②県全体に「ふるまい」が浸透するようにします。

施 策 番 号	3-(3)
施 策 名	人権教育の推進
島根の教育目標	高まついく人間力
主 な 所 管 課	人権同和教育課

【基本方針・主な取組】

①人権が大切にされる教育現場の実現に向けた取組の推進

教職員の人権感覚を高め、一人一人の人権が大切にされる教育現場を実現するための取組を推進するとともに、教職員がすべての子どもたちの実態やその背景に目を向け、それぞれの課題を解決していく進路保障の取組を充実させます。

- 学校訪問指導、研究成果の普及等による、子どもたちの人権意識、実践力を高める指導の充実
- 管理職、人権・同和教育主任等を対象とした、教職員の実践力を高める研修の充実
- 学校訪問指導等による、進路保障の取組の充実
- 進路保障推進協議会等の、関係機関等と連携した進路保障の取組の充実

②地域全体での人権教育の推進

すべての年齢層を対象とした人権問題に関する多様な学習機会の提供などを通して、地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めていきます。

- 子どもから大人までを対象とした人権問題に関する多様な学習機会の提供の推進
- 地域における人権・同和教育関係者による情報交換の実施
- 人権・同和問題の解決に向けた取組に関する地域ぐるみでの協議の実施
- 地域における人権・同和教育を推進する指導者を養成する研修の充実

【成果目標】

- ①学校において子どもたち一人一人の人権が大切にされる教育を実現します。
- ②地域全体において人権に関する理解や認識が深まるようにします。

施策番号	3-(4)
施策名	いじめ・不登校に対する取組の充実
島根の教育目標	高まついく人間力
主な所管課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①組織的な支援体制の整備

子どもが抱える困難な状況が長期化・深刻化しないよう、学校が組織的に対応できる体制を整備するとともに、学校と関係機関との連携を推進し、子どもや家庭の状況に応じた支援を行う体制を整備します。

- 子どもと親の相談員⁽²⁸⁾の配置による支援体制の整備
- 中学校クラスサポートティーチャー⁽²⁹⁾の配置による支援体制の整備
- スクールソーシャルワーカー⁽³⁰⁾の配置による支援体制の充実

②教育相談体制の充実

スクールカウンセラーの配置や活用により、学校内での相談体制を充実させるとともに、電話による相談体制を充実させます。

- スクールカウンセラー⁽³¹⁾の全中学校・県立高校への配置の継続と小学校への配置の拡充
- いじめ相談テレフォン⁽³²⁾の実施や他機関が実施する電話相談との連携の充実

③いじめの問題への取組の充実

いじめの起きにくい学校・学級づくりを通して、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見や適切な対応を行います。また、インターネット上のいじめ等の早期発見や適切な対応、保護者への啓発を行います。必要に応じて、専門家の支援や警察との連携によるいじめへの対応などの取組を推進します。

- アンケート調査等を活用した、いじめを未然に防止する取組の推進
- 不適切な書き込み等を定期的に検索するネットパトロールの実施
- インターネット上のいじめに対応した情報モラルに関する教職員向け研修の実施
- インターネット利用上の課題に関する保護者への啓発の実施
- いじめ等の問題解決を支援する有識者や弁護士等の配置
- 警察への相談・通報、警察と連携した対応などの実施

*28 子どもと親の相談員

学校の教育相談体制の充実や保護者の子育てに対する悩みの相談機能の充実を図り、不登校や問題行動を減少させるために県内の小学校に配置される相談員。

*29 中学校クラスサポートティーチャー

中学校への進学に伴う生活環境や学習環境の急激な変化(いわゆる「中一ギャップ」)によって生じる不登校や問題行動の未然防止を図るため、県内の大規模中学校の第一学年に配置される非常勤講師。

*30 スクールソーシャルワーカー

子どもたちが置かれた様々な環境の問題に対処するため、関係機関と連携・調整したり、校内の体制づくりを行ったりする社会福祉士などの専門家。

*31 スクールカウンセラー

教育相談体制を強化するために学校に配置される、子どもたちの心理に関する専門的な知識・経験を有する臨床心理士など。

*32 いじめ相談テレフォン

県教育センターに設置された、いじめに関する悩みなどの相談を受ける電話相談窓口。

④教職員の資質向上の推進

教職員がいじめや不登校の問題に関する正しい知識を持ち、適切な指導や支援を行うことができるよう、研修の充実に取り組みます。

- 様々な事例研究や体験活動を中心とした研修の実施

⑤多様な学びの場や居場所の充実

教育支援センター（適応指導教室）^{*33}等の運営を支援し、不登校の子どもが集団生活に適応したり学習に取り組んだりすることができる機会を充実させます。

- 教育支援センター（適応指導教室）等の運営支援の推進

【成果目標】

- ①子どもが抱える課題を解決する組織的な支援体制を整えます。
- ②子どもの悩みの相談に対応する体制を整えます。
- ③未然防止、早期発見、適切な指導など、いじめへの適切な対応を向上させます。
- ④いじめや不登校の問題に対応するための教職員の資質を向上させます。
- ⑤不登校の子どもが学校生活に適応したり社会と関わったりすることができるようになります。

*33 教育支援センター（適応指導教室）

不登校の子どもたちに対して集団生活や学習の機会を提供し、学校への復帰や社会生活への適応ができるようにすることを目的とした市町村の施設。

施 策 番 号	3-(5)
施 策 名	文化活動の推進
島根の教育目標	高まついく人間力
主 な 所 管 課	教育指導課・社会教育課

【基本方針・主な取組】

①文化に親しむ機会の確保

学校において子どもたちが本物の文化に直に触れ、感動し、自らも文化活動に取り組む機会を持つことができるよう、文化に関する多様な学習や体験の機会を充実させます。

- 文化庁や文化団体と連携した、学校における文化芸術鑑賞の機会の確保
- 文化祭などの学校行事を活用した文化に親しむ機会の確保

②地域と連携した文化部活動の推進

文化部活動へ地域の指導者を派遣することや文化部活動の成果を発表する機会を確保することなどにより、文化部活動を活性化させます。

- 中学校文化部による地域貢献活動や異世代交流活動の支援
- 中学校・高等学校の文化部活動への地域の指導者の派遣

【成果目標】

- ①文化に親しむ機会を通して、子どもたちの豊かな心が養われるようになります。
- ②地域と連携した文化部の活動が活性化するようになります。

施策番号	4-(1)
施策名	キャリア教育の推進
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主な所管課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①発達の段階に応じた取組の推進

就学前から高等学校段階までの学校種ごとの目標を関連付けながら、すべての教育活動を通して、学ぶことと生きていくこと(働くこと)の関連性について、子どもたちの理解を深めるとともに、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせる取組を推進します。また、失敗を恐れずに進んで物事に挑戦しようとする気概や、困難に立ち向かい最後まで粘り強くやり遂げようとする力を育みます。

- 教育活動全体をキャリア教育の視点で捉えることへの教職員の共通理解の促進
- 隣接校種との情報共有などによる幼保小中高の連携の強化
- 学校・家庭・地域の連携によるキャリア教育の推進

②学力の育成と関連付けた取組の推進

子どもたちが学ぶ意義や目的、将来を見通した進路を意識できるようにし、学習意欲が高まる取組を推進します。また、「学んだ力(知識や技能などを身に付けたり、それらを活用したりする力)」を高めるとともに、「学ぶ力(主体的に学び、向上しようとする力)」を高め、将来、社会で必要とされる学力を育成する取組を推進します。

- 大人や卒業生等から学ぶ意義や目的を学習する活動の推進
- 将来の職業や生き方を意識できる学習活動の充実
- 学ぶ意義や目的の意識付けによる学習意欲や知的好奇心を高める授業の充実

③社会性の育成と関連付けた取組の推進

子どもたちに人と人との関わりを主眼とした体験活動を多く経験させ、人間関係を構築する力を育み、将来、社会で必要とされる社会性を育成する取組を推進します。

- 学校行事、部活動等における集団活動の推進
- 地域におけるボランティア活動の推進
- 職場・企業見学、職場体験など、地域との協働による体験活動の充実
- 社会人講話、職業意識啓発セミナーなど、社会や職業について考える活動の充実

④ふるさと教育と関連付けた取組の推進

子どもたちが学校の学びと地域や社会との接点を意識し、学ぶことと生きていくこと(働くこと)の関連性を理解する取組を推進します。また、ふるさと島根に貢献しようとする心を育みます。

- 地域の「ひと・もの・こと」を活用し、地域の魅力や課題の理解が進む指導の推進
- 地域・島根と日本・世界との関連性を意識し、幅広い視野でふるさとを捉えることができる指導の推進
- 地域医療等、地域の担い手確保をテーマとした取組の充実
- 職場・企業見学や職場体験・インターンシップ等、県内企業への理解を促進する取組の充実

【成果目標】

- ①子どもたちが学ぶことと生きていくことの関連性について理解を深め、目標の達成に向かってい
く力を身に付けられるようにします。
- ②子どもたちが学ぶ意義や目的、将来を見通した進路を意識できるようにし、学習意欲を高めます。
- ③体験活動を通して、子どもたちが人と関わる力を身に付けられるようにします。
- ④子どもたちが身近な地域・島根と世界や我が国との関わりを意識し、理解を深めるようにします。

施 策 番 号	4-(2)
施 策 名	特別支援教育の推進
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主 な 所 管 課	特別支援教育課

【基本方針・主な取組】

①一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

管理職や特別支援教育コーディネーター⁽³⁴⁾を中心に、校内委員会や学年会などの指導体制の下で、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた指導を充実させます。また、関係機関等との連携により、子どもの状況や発達の段階に応じた継続性のある支援を推進します。

- 個別の教育支援計画⁽³⁵⁾、個別の指導計画⁽³⁶⁾等の作成・活用による指導の充実
- 医療、福祉、労働等の各関係機関との連携・情報共有による支援の充実
- 各学校種での個別の教育支援計画等の情報共有による一貫した支援の推進

②社会的・職業的自立を促進する取組の充実

特別支援学校小学部段階からのキャリア教育、特別支援学校高等部の職業教育、子どもの状況や適性に応じた卒業後の進路開拓など、障がいのある子どもが自らの能力を最大限に發揮し、社会的・職業的に自立していくことにつながる取組を充実させます。

- 特別支援学校小学部段階からのキャリア教育の充実
- 作業学習・現場実習の支援、就労に関する情報提供の充実
- 現場実習の受入先の確保や進路開拓の推進

③特別支援学校のセンター的機能⁽³⁷⁾の充実

特別支援学校における地域のセンター的機能により、担当者の専門性の向上や特別支援教育コーディネーターを中心とした子ども、保護者、教員等に対する支援を充実させます。

- 担当者の専門性向上のための研修会の充実
- 特別支援教育コーディネーターの育成

*34 特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のために、校内委員会・校内研修の企画運営、関係諸機関・学校との連絡調整、担任への支援、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員。

*35 個別の教育支援計画

障がいのある子どもたち一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業までの長期的視野に立って、一貫して的確な支援を行うために、障がいのある子どもたち一人一人について作成した計画。

*36 個別の指導計画

子どもたち一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるように、学校における教育課程や指導計画、当該子どもたちの個別の教育支援計画等を踏まえ、より具体的に子どもたち一人一人の教育的ニーズに対応した指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画。

*37 センター的機能

特別支援学校がこれまで培ってきた高い専門性を活かしながら、地域の幼稚園、小・中学校又は高等学校等の要請を受けて必要な助言又は援助を行う機能。

④乳幼児等に対する早期支援の充実

乳幼児等の発達障がいの早期発見や早期の適切な支援に取り組みます。

- 乳幼児等の発達障がい^(*38)に関する相談・支援の充実
- 幼保小連携のための研修の実施
- 保育所入所児への特別支援教育の実施

【成果目標】

- ①特別な支援が必要な子どもたちが一人一人の教育的ニーズに応じた指導を適切に受けられるようにします。
- ②特別な支援が必要な子どもたちが状況等に応じて社会的・職業的に自立する力を身に付けるようにします。
- ③特別支援学校のセンター的機能を向上させ、関係者への支援が適切に行われるようになります。
- ④乳幼児等の発達障がいの早期発見や早期支援が適切に行われるようになります。

*38 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(AD/HD)、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がい。

施 策 番 号	4-(3)
施 策 名	幼児教育の充実
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主 な 所 管 課	教育指導課

【基本方針・主な取組】

①幼稚園教諭等の資質の向上

幼児教育に関する専門的な研修や研究などの取組により、幼稚園教諭等（「幼稚園教諭・保育士・保育教諭」をいう。以下同じ。ただし、「保育教諭」は平成27年度から該当。）の資質を向上させ、教育内容や指導方法の充実を図ります。

- 幼稚園教諭等を対象とした幼児教育に関する専門的な研修の実施
- 幼稚園教諭等を対象とした幼児教育に関する研究・協議の実施

②幼稚園等と小学校の連携の強化

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、就学前における教育から小学校における教育への円滑な接続が図られるよう、幼稚園等と小学校との連携を強化する取組を推進します。

- 幼稚園等と小学校の子どもたちの交流の促進
- 幼稚園等と小学校の職員間での情報交換の実施

③子育て支援の充実

保護者の子育てに対する不安や悩みを解消するなど、子育て支援の充実を図るため、関係部局・機関との連携を強化します。

- 関係部局・機関と連携した子育てに関する相談、情報提供などの保護者に対する支援の推進

【成果目標】

- ①幼児教育に関わる幼稚園教諭等の資質を向上させます。
- ②子どもたちが幼児教育から小学校教育へ円滑に移行できるようにします。
- ③関係部局等と連携して保護者が安心して子育てができる仕組みを整えます。

施策番号	4-(4)
施策名	離島・中山間地域の教育力の確保
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主な所管課	学校企画課・教育指導課

【基本方針・主な取組】

①へき地^(*39)・複式教育の充実

離島・中山間地域において、地域の教育資源や複式学級^(*40)の特色を生かした教育の充実を図ります。

- 地域の自然、歴史、文化、伝統などを生かした教育の推進
- 複式教育の手引きの作成など、複式教育の研究の充実
- 教員の指導力向上のためのへき地・複式教育の研修機会の充実

②離島・中山間地域における高校の魅力化・活性化の推進

学校と地域との連携により、離島・中山間地域における高校の魅力化・活性化を推進します。

- 小学校、中学校、高等学校と地域との連携による一貫した学力育成の取組の推進
- 地域の特性を生かしたキャリア教育の充実
- 地域の定住対策と連携した生徒募集方法や県外生徒の受け入れ体制の整備

【成果目標】

- ①離島・中山間地域の小・中学校における子どもたちの教育環境を整えます。
- ②離島・中山間地域の高校の魅力を高め、活性化させます。

*39 へき地

「へき地教育振興法」により、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小・中学校等が「へき地学校」と規定されている。

*40 複式学級

二つ以上の学年の児童又は生徒を1学級に編制した学級。

施策番号	4-(5)
施策名	私立学校への支援
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主な所管課	総務部総務課

【基本方針・主な取組】

①私立学校における教育の支援

建学の精神と独自の教育方針の下で経営される私立学校に対して、教育環境を整備するための支援を行います。

- 教育条件の維持・向上、経営の健全性の向上のための助成の実施
- 特色ある教育活動のための助成の実施
- 教育施設の耐震化のための助成の実施

②私立高等学校等の生徒の就学の支援

私立高等学校等に在籍する生徒の保護者負担を軽減する支援を行います。

- 私立高等学校等に在籍する経済的理由から授業料の納付が困難な生徒の授業料の減免に対する支援

【成果目標】

- ①私立学校における特色ある教育が実施されるよう支援します。
- ②授業料負担軽減により、私立高等学校等の生徒が就学できるよう支援します。

施策番号	4-(6)
施策名	「生きる力」を支える健康づくり
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主な所管課	保健体育課

【基本方針・主な取組】

①望ましい生活習慣を身に付けるための取組の推進

就学前から高等学校までの発達の段階に応じて、地域が一体となって取り組む「早寝・早起き・朝ご飯」の推進等により、「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な休養と睡眠」など望ましい生活習慣が身に付けられるようにします。

[未就学児]

- 幼稚園等・家庭・地域の連携による「早寝・早起き・朝ご飯」などの取組の普及
- 幼稚園等・地域の要請に応じた生活習慣づくりに係る専門家の派遣

[小・中学生]

- 学校保健委員会を活性化させるための研修の実施
- 健康づくりに係る専門家や団体の学校・地域への派遣
- メディア情報を正しく読み取る力などと生活習慣との関連性に関する調査・研究の実施
- 「食の学習ノート」⁽⁴¹⁾の活用の促進

[高校生]

- 生活習慣改善に係る先進的な取組事例の普及
- 学校保健委員会を活性化させるための研修の実施
- 健康づくりに係る専門家や団体の学校・地域への派遣

②子どもたちの体力づくりの推進

体力づくりに係る専門家や団体の学校・地域への派遣、運動意欲の向上を目指した授業の充実や運動プログラムの実践などの取組を通して、子どもたちの体力を育みます。

[未就学児]

- 運動遊びやレクリエーションの取組の普及
- 保護者・幼稚園教諭等を対象とした、未就学児の体力向上に関する学習機会の充実

[小・中学生]

- 「しまねっ子！元気アップ・プログラム」⁽⁴²⁾の普及と充実
- 体力づくりの研究の成果や運動遊びの普及
- 体力づくりに係る専門家や団体の学校・地域への派遣
- レクリエーション協会、放課後子ども教室等と連携した取組の充実
- 女子の運動離れや運動部活動離れに対応した教材の工夫・開発などによる授業の改善

*41 「食の学習ノート」

島根県教育委員会が県内の小学生すべてに配付し、学校において食に関する指導を行う上で活用するとともに、家庭において学校の学習や活動の様子を保護者が把握し、親子で話題にしたり、調べたりして活用する学習ノート。

*42 「しまねっ子！元気アップ・プログラム」

子どもたちの運動意欲の向上を目指して、各小・中学校において種目を選択して行うことができる運動プログラムを紹介する取組。

③食育の推進

子どもたちが食に関する知識と食を選択する力を習得し、食という行為が動植物の命を受け継ぐことであると理解したり、食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々へ感謝する心を持ったりするなど、健全な食生活を実践できるよう、関係部局・機関等と連携し、栄養教諭を中心とした食育を一層推進します。

- 幼稚園等・学校の要請に応じた食育の専門家の派遣
- 栄養バランスの整った朝食や和食メニューのレシピの普及
- 幼稚園等・学校の給食への導入を目的とした和食に係る調理講習会の開催
- 和食の普及を目的とした講演会の開催
- 「しまね・ふるさと給食月間」^(*)43)における地場産物を活用した給食提供の実施

【成果目標】

- ①子どもたちが望ましい生活習慣を身に付けられるようにします。
- ②子どもたちの体力を向上させます。
- ③子どもたちが食に関する知識と食を選択する力を身に付けられるようにします。

*43 「しまね・ふるさと給食月間」

毎年6月・11月を「しまね・ふるさと給食月間」と称し、学校における食に関する指導、食育の充実や、学校給食における地場産物の活用などをより一層進める取組。

施策番号	4-(7)
施策名	学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主な所管課	学校企画課・教育指導課・福利課

【基本方針・主な取組】

①系統的な人材育成の実施

教員採用方針・教員育成方針を策定し、系統的な人材育成を実施します。

- 教員採用方針・教員育成方針の策定
- 採用時点からの計画的、段階的な研修の実施

②学校訪問指導や研修等の充実

学校訪問指導や研修等のシステムを抜本的に見直し、教科指導や学校マネジメント等の実践力の育成、効果を検証できる指導・研修システムの構築・実施に取り組みます。また、意欲のある教員を支援するため、自主研究組織の活性化を促進するとともに、教員の多忙感の解消に向けた取組を進めます。

- 指導主事等による学校訪問指導の指導システムの改善
- 研修の効果を検証できる研修内容や研修方法の改善
- 教員の自主研究組織への支援
- 業務改善等による教員の多忙感の解消

③管理職のマネジメント力の向上

社会や教育環境の急激な変化に的確に対応するために、管理職の意識改革を図ります。また、管理職専用の相談窓口を設置するとともに、管理職の個別支援を実施します。このほか、指導・研修システムの中で管理職に必要な実践的なマネジメント研修の強化を図ります。

- 管理職の意識改革を図る研修及び個別支援の実施
- 管理職専用の相談窓口の設置
- 管理職に必要な実践的なマネジメント研修の強化

④「学校活動の見える化」の推進

保護者の多様な価値観、ニーズに対応するために、「学校活動の見える化」を推進します。

- 「学校運営計画(仮称)」(学習指導方針、生徒指導方針、危機管理方針、部活動方針、相談体制などを記載)の公表・周知の検討

⑤教職員の健康管理対策の推進

教職員一人一人が心身の健康を保持・増進し、資質能力を十分に発揮することができるよう、教職員の健康管理のための取組を推進します。

- 労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制の整備・充実
- メンタルヘルス研修会、心とからだの健康相談及び職場復帰支援の取組の実施
- 過重労働による健康障害防止の取組の実施
- 生活習慣病予防講座の実施

【成果目標】

- ①系統的な人材育成の取組により、教員の資質を向上させます。
- ②学校訪問指導や研修等を通して、教員の実践力を向上させます。
- ③学校における管理職のマネジメント力を向上させます。
- ④学校の考え方や方針に関して、保護者や地域住民が学校と共通認識を持てるようにします。
- ⑤教職員が心身の健康を維持できるようにします。

施 策 番 号	4-(8)
施 策 名	安全・安心な教育環境の整備
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主 な 所 管 課	総務課・教育施設課・教育指導課・保健体育課

【基本方針・主な取組】

①学校内外における安全確保の推進

引き続き、学校施設の耐震化・老朽化対策等を進めるとともに、学校と地域の連携による危険箇所の把握や交通安全の取組を進めます。あわせて、防災教育、安全教育を計画的、継続的に取り組みます。

- 学校施設の耐震化や長寿命化対策等の施設整備の推進
- 地域安全マップの普及、警察・消防団等の安全見守り体制との連携の強化
- 生活安全、交通安全、災害安全等の研修の充実
- 計画的・継続的な防災教育、安全教育の実施

②危機管理対応の充実強化

様々な危機事案が発生することを念頭に危機管理対応の強化を図り、事案発生時の実動力を確保します。

- 学校における危機管理対応マニュアルの整備
- 学校等における危機管理事案発生時の支援体制の充実

③学校給食の衛生対策・アレルギー対策、学校の感染症対策の充実

学校給食における衛生対策やアレルギー対策を関係部局等と連携を図りながら充実させます。また、学校におけるインフルエンザをはじめとした感染症等への迅速な対応を図ります。

- 学校給食における衛生管理の徹底
- 食物アレルギーに対応するための危機管理体制整備の推進
- 食物アレルギーに関する教職員研修の充実
- 学校におけるインフルエンザ等の感染症の予防の啓発、状況の把握と適切な対応

【成果目標】

- ①子どもたちが安全・安心な環境で学校教育を受けられるようにします。
- ②学校における危機管理対応を向上させます。
- ③学校給食の衛生対策・アレルギー対策、学校の感染症対策等の対応を向上させます。

施策番号	4-(9)
施策名	学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主な所管課	社会教育課

【基本方針・主な取組】

①地域全体で子どもを育む取組の充実

学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で子どもを育むための連携・協力の充実を図ります。

- 地域全体で子どもを育む気運の醸成
- 地域の教育力を生かした学校支援の推進
- 関係部局等と連携した放課後・休日の子どもの居場所づくりの推進
- 関係部局等と連携した家庭の教育力向上・子育て支援の取組の推進

②子どもを支える大人の学習機会の充実

家庭や地域において子どもを育むために必要とされる資質の向上を図る取組を推進します。

- 子どもを支援するボランティア等の資質向上のための研修の充実
- 各PTA組織の連携と合同研修会の実施
- 親学プログラムを活用した家庭教育への支援の充実
- 関係部局等と連携したいじめ・児童虐待に対応する親学プログラムの開発と普及

③社会教育主事^(*44)の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進

社会教育主事の資格を持つ教員の小・中学校への配置を促進するとともに、学校・家庭・地域が連携・協力した社会教育を推進します。

- 公民館主事等の社会教育関係者との連携・協力の充実
- 社会教育主事を対象とした学校と地域の連携に関する研修の実施
- 大学との連携による社会教育主事講習の実施

【成果目標】

- ①地域全体で子どもを育むための学校・家庭・地域の連携を強化します。
- ②家庭、地域における教育力を向上させます。
- ③社会教育主事の専門性を生かし、学校と地域が連携した教育の質を向上させます。

*44 社会教育主事

社会教育法に基づき都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。

施策番号	4-(10)
施策名	社会教育の振興
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主な所管課	社会教育課

【基本方針・主な取組】

①公民館活動の充実による「地域力」の醸成

公民館等を拠点に、住民が地域の抱える課題に対する理解を深め、解決に向けた実践活動を推進し、「地域力」(自治・自立の理念に基づく地域の底力)を高める取組を推進します。

- 公民館関係者向けの研修会の実施
- 公民館活動の活性化の支援
- 公民館等における青少年を対象とした体験活動の推進

②社会教育研修センターにおける指導者養成機能の充実

住民の学びや実践活動を支援する指導者の養成を推進します。また、社会教育関係者が社会教育の振興、生涯学習の推進を図ることができるよう、情報提供や相談対応等の取組を進めます。

- 公民館関係者など、地域における社会教育の指導者の養成研修の充実
- 県民の学習支援のためのプログラムの開発と普及の推進
- 情報誌やホームページ等を活用した社会教育・生涯学習に関する情報提供の充実
- 社会教育の講師・プログラム等に関する相談対応の実施

③社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実

社会教育施設(図書館)における学習支援の取組を充実させ、県民の生涯学習を推進とともに、青少年教育施設(県立青少年の家、県立少年自然の家)における青少年の様々な体験活動の充実を図ります。

- 図書館利用者の学習を支援する司書の配置、資質向上の推進
- 青少年を対象とした体験プログラムの開発と成果の普及
- 学校と連携した青少年の宿泊体験活動などの支援

④青少年の人材育成の推進

公民館等が行う地域づくり活動への参加などを通じて、地域を活性化しようとする青少年の育成を推進します。

- 公民館等が行う地域づくり活動と青少年を結び付ける仕組みづくりの推進
- 大学と地域の連携による地域が求める人材を育成する取組の推進

【成果目標】

- ①公民館活動の充実により、「地域力」を高めます。
- ②社会教育の指導者の養成を進め、その資質を向上させます。
- ③社会教育施設や青少年教育施設の学習支援機能を向上させます。
- ④青少年による地域づくり活動を活性化させます。

施策番号	4-(11)
施策名	生涯・競技スポーツの推進
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主な所管課	保健体育課

【基本方針・主な取組】

①スポーツ活動等に参加しやすい環境づくりの充実

生涯にわたって県民誰もがスポーツ・レクリエーション活動に参加できるようにするために、体験する機会の提供や指導者の派遣など、参加しやすい環境づくりを進めます。

- スポーツ・レクリエーション活動を体験する機会や交流する機会の提供
- 誰もが参加しやすいスポーツ・レクリエーション祭でのスポレク広場の提供
- スポーツ・レクリエーション指導者の派遣
- 障がい者とともにスポーツ・レクリエーション活動を楽しむ機会の充実
- 親子で行う運動プログラムや親子で身体活動に親しむ機会の提供

②競技の普及、競技力の向上の一體的な推進

競技人口のすそ野を広げ、優秀な競技者を発掘して強化・育成するという、競技の普及と競技力の向上を一體的に推進します。また、スポーツを「する」選手・指導者、「見る」観戦者・応援者、「支える」地域の運営・支援体制の連携強化を進めます。

- 「地域が輝くスポーツしまね推進プロジェクト」⁽⁴⁵⁾による競技力の普及・強化
- 国民体育大会(中国ブロック大会・本大会)へのサポートスタッフの派遣
- スポーツ医・科学サポート体制の構築による選手、チームへの支援
- 競技団体と地域が一体化した普及・強化策への支援

③ジュニア層を中心とした競技力向上の推進

中国ブロックで開催する平成28年度全国高等学校総合体育大会、平成30年度全国中学校総合体育大会の準備・開催を契機に、ジュニア層を中心とした競技力向上を図ります。

- 重点校等を対象とした中学生・高校生の県外遠征と県外強豪校の招請の実施
- スポーツ特別選抜推薦制度の活用
- 中国ブロックでの全国大会を契機とした気運の醸成と2020東京五輪参加選手の発掘・育成

*45 「地域が輝くスポーツしまね推進プロジェクト」

競技スポーツの強化・普及促進や関係団体との連携・協力などにより、競技人口の拡大、関わる人の養成、地域理解の促進を図り、スポーツを通して地域を活性化させる取組。

④運動部活動の活性化と指導者の育成の充実

運動部活動の活性化により、競技力向上を図るとともに、運動部活動の指導者の確保と資質の向上を図ります。

- 運動部に加入する生徒の確保
- 運動部活動の指導者に対する研修会の実施
- 運動部活動への地域スポーツ指導者の派遣の推進
- 特別体育専任教員^(*46)制度やスポーツ推進教員^(*47)制度の活用
- 全競技団体の指導者を対象とした県内研修会や県外先進校への派遣
- 中学校・高等学校の種目別指導者研修会の実施

【成果目標】

- ①生涯にわたって県民の誰もがスポーツ活動等に参加しやすい環境を整えます。
- ②競技人口を増やすとともに、競技力を向上させます。
- ③ジュニア層を中心に競技力を向上させます。
- ④運動部活動の競技力を向上させるとともに、指導者の資質を向上させます。

*46 特別体育専任教員

県立高校の指定競技種目の普及及び競技力の向上を図るとともに、地域のスポーツの振興を図るために採用される県立高校の教員。

*47 スポーツ推進教員

スポーツ推進指定校(全国大会で入賞が期待される県立高校)の競技力向上を図るために長期間配置される教員。

施策番号	4-(12)
施策名	文化財の保存・継承と活用
島根の教育目標	島根の教育目標を達成するための基盤
主な所管課	文化財課

【基本方針・主な取組】

①文化財の保存・継承の推進

様々な文化財が良好な状態で次世代に継承されるよう、新たな文化財の指定、選定を行うとともに、保存、継承活動などへの支援を行います。

- 毀損が特に著しい国指定・県指定建造物など、有形文化財の修繕、整備への助成の実施
- 無形文化財の後世への伝承のための団体活動への支援の実施

②歴史文化情報の全国発信の充実

「神々の国しまね」プロジェクト^(*48)などにより高まった本県の歴史文化への関心を維持し、高めていくため、関係部局と連携を図りながら、県内外への継続的な情報発信を展開します。

- 「出雲国風土記」の研究成果などに関する情報の全国への発信
- 幅広い情報発信による全国からの島根の古代歴史文化への関心の喚起

③歴史文化の調査研究の推進

島根固有の歴史文化の調査研究を推進します。

- 「出雲国風土記」、歴史資料、祭礼等に関する基礎研究の実施
- 島根の歴史文化に関わる特定のテーマに関する調査研究の実施
- 市町村教育委員会や大学等との共同研究の実施

④古代出雲歴史博物館などの活用推進

古代出雲歴史博物館などの施設では、展示機能や教育機能を中心に情報発信力を更に強化し、利用を促進します。

- 古代文化センターの研究成果を活用した企画展、関連する公開講座や講演会等の開催
- インターネット・広報誌等による情報発信の推進
- 関係部局との連携などによる幅広い誘客活動や観光企画の実施
- 子どもたちを対象とした体験活動などの「博学連携プログラム」^(*49)の実施

*48 「神々の国しまね」プロジェクト

平成24年の「古事記編纂1300年」、平成25年の出雲大社「平成の大遷宮」の歴史的な節目にあわせて、平成22年度～平成25年の間、神々の国しまね実行委員会を推進主体として、県・市町村・民間団体・経済界等が一体となって「しまね」の存在感を情報発信し、観光交流の拡大による地域振興と県民の郷土に対する誇りを醸成するために展開されたプロジェクト。

*49 「博学連携プログラム」

博物館と学校との連携による博物館の資料を活用した学習プログラム。

⑤石見銀山遺跡の保全管理と情報発信

石見銀山遺跡の調査研究を進め、全容解明に向けて取り組むとともに、遺跡を適切に保全し、分かりやすく伝えていくための整備、活用、情報発信を大田市と連携して進めます。

- 考古学的調査、歴史・民俗学的調査、自然科学的調査の実施
- 基礎的な調査研究の成果を基にしたテーマ研究の実施
- 史跡、重要伝統的建造物群等の修理・保全を行うための大田市への支援
- 世界遺産の価値を広く伝えるための県内外でのセミナーの開催

【成果目標】

- ①本県の文化財が良好な状態で次世代に継承されるようにします。
- ②全国からの本県の歴史文化に対する関心を高めます。
- ③本県固有の歴史文化の調査研究についてより多くの成果を収めます。
- ④古代出雲歴史博物館などの施設が活用される機会を増やします。
- ⑤石見銀山遺跡が適切に保全管理されるとともに、遺跡への理解が深まるようにします。

參 考 資 料

【参考資料1】

(諮問文)

島教総第636号

島根県総合教育審議会
会長 肥後 功一 様

島根県教育の一層の振興を図るため、今後を見通した島根県の教育の在り方について、別紙の理由を添えて諮問します。

平成25年10月25日

島根県教育委員会

(諮問理由)

島根県教育委員会は、平成16年3月に、平成16年度から平成25年度までの10年間を計画期間とする「しまね教育ビジョン21」を国に先かけて策定し、このビジョンの基本理念や施策の方向性に基づいて、これまで本県の教育を推進してきました。

また、この間、国においては、子ども・家庭・学校・地域社会を取り巻く新たな課題に対応した新しい時代の教育理念を明示するため、教育基本法が平成18年12月に約60年ぶりに改正されました。

続いて、平成20年には教育の基本的な方針や講すべき施策を定めた教育振興基本計画が策定され、本年6月には第2期計画がスタートしました。

さらに、新学習指導要領が10年ぶりに改訂され、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことを目指して授業時数の増加や小学校での外国語活動が導入され、平成25年度から全面実施されたところです。

一方、本県の子どもたちの現状を見ると、学力の低下傾向が見られるのをはじめ、全国的な傾向と同じく学習意欲の低下、規範意識の希薄化、生活習慣の乱れ、いじめや不登校、特別な支援が必要な子どもの増加、体力の低下など様々な課題を抱えています。学校経営マネジメントや教員の授業力の向上などにも課題があると考えています。

こうした中、現行ビジョンは本年度が計画期間の最終年度であるため、本県の教育の基本理念や施策の方向性を次期ビジョンにまとめ、それを基に、引き続き、学校・家庭・地域・行政が連携し、県民が一体となって本県の教育を進めていくことが重要と考えています。

社会全体が流動化し、一律に答を見いだせない時代へと加速度的に変化していると言われています。このような社会の中で自立し、夢や希望の実現を目指して生きていくために、児童生徒の多様性や発達の段階に応じて、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育みたいと考えています。

そのため、次期ビジョンの根幹をなす今後を見通した本県教育の在り方について、ご提示をお願いします。

【参考資料2】

(答申文)

島根県教育委員会様

今後を見通した島根県の教育の在り方について(答申)

本審議会は、平成25年10月25日付けて、島根県教育委員会から今後を見通した島根県の教育の在り方について諮問されました。

慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論を得ましたので、ここに答申します。

平成26年3月26日

島根県総合教育審議会
会長 肥後 功一

(答申にあたって)

島根県総合教育審議会は、「しまね教育ビジョン21」(平成16年度～25年度)が計画期間の最終年度を迎えたため、第2期しまね教育ビジョン21(以下、「第2期ビジョン」という。)の根幹をなす今後を見通した本県教育の在り方について検討するよう、平成25年10月25日に島根県教育委員会から諮問を受けた。

これを受け、島根県の教育の現状を踏まえ、6回にわたり審議を重ねてきた。その際、有識者・関係者の意見聴取会や関係団体への書面調査を行うなど、広く意見をいただき、審議に反映させるよう努めてきた。また人口流出、地域社会の疲弊、学力低下など、本県の差し迫った課題を重く受け止めるとともに、地域行事への積極的参加、ふるさと教育の充実など、本県教育のこれまでの成果や強みを活かし、今後の島根の5年をリードするにふさわしい教育ビジョンとなるよう心かけた。

本審議会の議論の中で繰り返し現れた二つの重要なテーマがある。

- ・これからの社会を生き抜くため、子どもたちに必要な力とはなにか。
- ・教育の成果が地域社会の活力とつながるためにどうすればよいか。

第1のテーマに対する結論は、「学力・社会力・人間力」という三つの力であるが、重要なのはそれぞれがどのような性質を備えた力なのかという規定であり、それが本答申の一つの特色にもなっている。「向かっていく」「広がっていく」「高まっていく」ということの意味について、またこれら三つの力の関係について、さらには三つの力の育成を支えている土台について、「I 第2期しまね教育ビジョン21の全体構造」において述べた。各教育現場において深く理解されるよう希望する。

また第2のテーマについても様々な角度から議論が交わされた。教育の成果を享受するのはあくまで個人であり、教育はその生き方を縛ることはできないが、一方、個人は自分以外の人々や社会との結び付きを欠いて生きていくことはできない。島根県の各地域が有している豊かな自然、歴史、文化、産業、あるいは日々の暮らしを、価値ある教育的資源として再発見し、教師をはじめとする大人自身が、それらの資源と確かに結び付き心豊かに暮らしている姿を示すことによって、子どもたちは生まれ育った地域に誇りと愛着をもつて育つことができる。そうした基盤の育ちがあってこそ、高い目標、困難な課題、未知の領域等々の意味を含んだ「世界」に挑戦する人を育てることになるのではないか、またそのような人は自分を育てくれたその場所との繋がりをいつまでも大切にする人になるのではないか。「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」という基本理念が設定されたのは、そのような思いからである。

意見聴取会の中で有識者・関係者から「どんなに立派な計画でも、各教育現場にきちんと届き、先生方がこの答申の思いを共有する中で実行されなければ意味がない」との厳しい指摘を受けた。島根県教育委員会におかれても、本答申を十分に踏まえた上で第2期ビジョンを策定し、実効性のある形で着実に実施されるようお願いしたい。また学校教育現場のみならず、地域社会や家庭を含め、本プランが県民のみなさんに分かりやすく届けられるよう願っている。

【参考資料3】

島根県総合教育審議会委員名簿

任期:平成25年8月26日～平成27年8月25日

氏 名	職 業 等	備 考
石原 俊太郎	ひらたCATV(株)代表取締役社長	
江口 真理子	島根県立大学総合政策学部教授	
金津 五美	島根県PTA連合会母親委員会委員長	
佐々木 幸恵	NPO法人ちゃいるどりーむ理事長	
土居 達也	邑南町教育委員会教育長	
肥後 功一	島根大学副学長	会長
藤田 千鶴	元隱岐の島町議会議員	
松本 英史	松江市政策部広報専門監	副会長
丸橋 静香	島根大学教育学部准教授	
渡部 勉	山陰中央テレビジョン放送(株)取締役総務局長	

(敬称略、五十音順)

【参考資料4】

島根県総合教育審議会における審議等の経過概要

開催日	会議の主な内容
平成25年10月25日	諮問、諮問事項にかかる意見交換
11月21日	「次期しまね教育ビジョン21について(検討にあたっての参考資料)」審議
平成26年 1月16日	意見聴取会(関係者からの意見聴取、意見交換)、聴取意見にかかる審議
1月31日	『「次期しまね教育ビジョン21について(検討にあたっての参考資料)」に対する主な意見と対応について』審議
2月14日	「次期しまね教育ビジョン21の全体構造の修正案について」審議
3月20日	「今後を見通した島根県の教育の在り方について(答申案)」審議
3月26日	「今後を見通した島根県の教育の在り方について」答申

第2期しまね教育ビジョン21

平成26年7月

発行 島根県教育委員会
(島根県教育庁総務課)
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地
TEL 0852-22-5406
FAX 0852-22-5400